

平成 25 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 19 号	継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書並びに予 算繰越計算書の報告について……………	1
ク 第 20 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
ク 第 21 号	奈良市土地開発公社の経営状況の報告について……………	26
ク 第 22 号	財団法人奈良市駐車場公社の経営状況の報告について……………	36
ク 第 23 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	46
ク 第 24 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告に ついて……………	54
ク 第 25 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告につい て……………	66
ク 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	83
ク 第 27 号	市長専決処分の報告について……………	88
ク 第 28 号	市長専決処分の報告について……………	92
ク 第 29 号	市長専決処分の報告について……………	112
ク 第 30 号	市長専決処分の報告について……………	116
ク 第 31 号	市長専決処分の報告について……………	118
ク 第 32 号	市長専決処分の報告について……………	120
ク 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	122
ク 第 34 号	市長専決処分の報告について……………	124
奈良市議案第 75 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	126
ク 第 76 号	平成 25 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	129
ク 第 77 号	平成 25 年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	137
ク 第 78 号	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につい て……………	145
ク 第 79 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	147
ク 第 80 号	奈良市税条例の一部改正について……………	148
ク 第 81 号	奈良市共同浴場条例の一部改正について……………	161

奈良市議案第 82 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	163
ク 第 83 号	奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について……………	164
ク 第 84 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部改正について……………	176
ク 第 85 号	奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一 部改正について……………	181
ク 第 86 号	財産の取得について……………	183
ク 第 87 号	財産の取得について……………	184
ク 第 88 号	訴えの提起について……………	185
ク 第 89 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法について……………	186
ク 第 90 号	奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会に関する協議 について……………	188
奈良市諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	194

継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成24年度奈良市一般会計継続費繰越計算書
- 2 平成24年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成24年度奈良市下水道事業費特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 平成24年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 5 平成24年度奈良市病院事業会計継続費繰越計算書
- 6 平成24年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 7 平成24年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書

平成24年度奈良市一般会計

款	項	事業名	継続費額 の	平成24年度継続費	
				予算額 計上	前年度 繰越額
2.総務費	3.徴税費	固定資産路線価付 設業務	109,201,000	20,967,000	
4.衛生費	1.保健衛生費	休日夜間応急診療 所建設事業	172,200,000	19,500,000	
9.土木費	4.都市計画費	都市計画マスター プラン策定	9,953,000	7,000,000	
10.消防費	1.消防費	西消防署建設事業	341,000,000	228,000,000	
合 計			632,354,000	275,467,000	

継続費繰越計算書

予算現額 計	支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				繰 越 金	特 定 財 源		
					国県支出金	地 方 債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円
20,967,000	20,966,400	600	600	600			
19,500,000		19,500,000	19,500,000			19,500,000	
7,000,000	3,349,500	3,650,500	3,650,500	1,643,500	⑩ 2,007,000		
228,000,000	101,200,000	126,800,000	126,800,000			126,800,000	
275,467,000	125,515,900	149,951,100	149,951,100	1,644,100	2,007,000	146,300,000	

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成24年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等施設整備事業	133,300,000	111,992,000
		スポーツ施設整備事業	2,800,000	2,800,000
	2. 企画費	電気自動車用充電設備設置経費	7,800,000	7,800,000
		防災パンフレット作成経費	3,800,000	3,800,000
		文化振興施設整備事業	9,000,000	9,000,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	471,400,000	471,400,000
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	276,300,000	274,520,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	8,100,000	8,100,000
	3. 清掃費	クリーンセンター建設計画策定経費	6,770,000	4,883,000
		工場維持補修経費	6,000,000	4,038,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	経営体育成補助経費	79,000,000	79,000,000
		土地基盤整備事業	51,460,000	51,460,000
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	24,500,000	23,926,000
9. 土木費	1. 土木管理費	公営住宅明渡請求訴訟経費	1,500,000	1,500,000
		2. 道路橋梁費	道路ストック調査経費	15,000,000
		道路橋梁維持補修経費	31,000,000	31,000,000
		道路橋梁新設改良事業	736,600,000	659,945,000
	3. 河川費	河川維持補修経費	19,000,000	9,525,000
		河川堤防改修事業	151,200,000	136,698,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑤ 31,275,000	79,600,000		1,117,000
	⑤ 933,000	1,800,000		67,000
	⑤ 4,284,000			3,516,000
	⑤ 1,266,000			2,534,000
		9,000,000		—
1,900,000	⑤ 622,000	468,800,000		78,000
34,000	⑤ 3,121,000 ⑤ 225,084,000	42,700,000		3,581,000
				8,100,000
				4,883,000
				4,038,000
	⑤ 79,000,000			—
	⑤ 43,604,000	4,600,000	⑤ 3,200,000	56,000
	⑤ 5,761,000	18,100,000		65,000
				1,500,000
	⑤ 8,250,000			6,750,000
	⑤ 17,050,000	13,900,000		50,000
	⑤ 267,015,000	392,700,000		230,000
				9,525,000
	⑤ 33,090,000	103,600,000		8,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
	4. 都市計画費	都市計画道路網見直し経費	5,900,000	5,177,000
		バリアフリー基本構想策定経費	8,100,000	8,100,000
		街路事業	939,900,000	823,120,000
		公園施設長寿命化計画策定経費	20,285,000	20,285,000
		公園事業	4,660,000	3,755,000
10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	740,000,000	740,000,000
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	709,100,000	709,100,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	264,600,000	264,600,000
	4. 高等学校費	高等学校施設整備事業	11,000,000	11,000,000
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	138,800,000	134,558,000
	6. 社会教育費	社会教育施設整備事業	16,300,000	16,300,000
12. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	7,800,000	3,740,000
	2. 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	14,600,000	6,900,000
合		計	4,915,575,000	4,653,022,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				5,177,000
	⑤ 2,700,000			5,400,000
	⑤ 371,953,000	450,700,000		467,000
	⑤ 15,142,000			5,143,000
	⑤ 1,277,000	1,200,000		1,278,000
	⑤ 157,420,000	582,500,000		80,000
	⑤ 283,493,000	406,500,000		19,107,000
	⑤ 92,543,000	168,200,000		3,857,000
	⑤ 3,666,000	7,300,000		34,000
	⑤ 63,767,000	56,300,000		14,491,000
	⑤ 5,432,000	10,800,000		68,000
422,000	⑤ 3,318,000			—
	⑤ 4,600,000	2,300,000		—
2,356,000	1,725,666,000	2,820,600,000	3,200,000	101,200,000

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度奈良市下水道事業費

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 下水道事業費	1. 下水道費	公営企業会計移行経費	50,000,000	50,000,000
		下水道長寿命化計画策定経費	26,900,000	26,820,000
		公共下水道整備計画策定経費	12,900,000	7,680,000
	2. 下水管渠費	下水管渠布設事業	373,100,000	290,859,000
		下水処理場整備事業	115,900,000	68,900,000
	3. 大和川流域下水道整備事業費	大和川流域下水道整備事業	21,300,000	21,300,000
2. 農業集落排水事業費	2. 農業集落排水施設整備費	農業集落排水施設整備事業	155,000,000	132,900,000
合 計			755,100,000	598,459,000

平成24年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	190,000,000	131,354,000
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	126,000,000	98,200,000
合 計			316,000,000	229,554,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
				50,000,000
	⑤ 13,410,000			13,410,000
				7,680,000
	⑤ 86,301,000	168,400,000		36,158,000
	⑤ 34,295,000	34,600,000		5,000
		21,300,000		—
	⑤ 62,343,000	70,500,000		57,000
	196,349,000	294,800,000		107,310,000

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
	⑤ 34,801,000	92,000,000		4,553,000
	⑤ 25,258,000	66,800,000		6,142,000
	60,059,000	158,800,000		10,695,000

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度奈良市病院事業会計

款	項	事業名	継続費額の総額	平成24年度継続費予算現額		
				予算額	前年度通次繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	市立奈良病院建設事業	6,400,000,000	2,974,000,000	1,107,600,000	4,081,600,000
			円	円	円	円

平成24年度奈良市水道事業会計

款	項	事業名	継続費額の総額	平成24年度継続費	
				予算額	前年度通次繰越額
1. 資本的支出	2. 施設費	緑ヶ丘浄水場排水処理施設改良工事	1,680,000,000	48,300,000	
		須川ダム取水施設管理システム更新工事	245,700,000	68,250,000	
合 計			1,925,700,000	116,550,000	
			円	円	円

継続費繰越計算書

支払義務発生額 (見込額)	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越たな卸資産の 購入限度額
			企業債	繰越 工事資金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
1,107,377,000	2,974,223,000	2,974,223,000	1,222,200,000	1,751,940,000	83,000	

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

継続費繰越計算書

予算現額	支払義務発生額 (見込額)	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る 繰越たな卸資産の 購入限度額
				損益勘定 留保資金		
円	円	円	円	円	円	円
48,300,000		48,300,000	48,300,000	48,300,000		
68,250,000	50,055,600	18,194,400	18,194,400	18,194,400		
116,550,000	50,055,600	66,494,400	66,494,400	66,494,400		

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度奈良市水道事業
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1. 資本的支出	2. 施設費	配水施設事業	103,340,957	66,352,711	599,000
	3. 配水施設改良費	配水施設改良事業	351,376,000	274,286,667	47,238,000
		受託配水管改良事業	261,296,000	121,940,024	57,378,000
合		計	716,012,957	462,579,402	105,215,000

会計予算繰越計算書
規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
受託負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
	93,450	505,550	36,389,246		地元調整に時間を要したため
	393,750	46,844,250	29,851,333		随伴工事遅延のため
10,971,000	8,413,650	37,993,350	81,977,976		随伴工事遅延のため
10,971,000	8,900,850	85,343,150	148,218,555		

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度事業報告書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、建物清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施しました。

一方、受託外事業として、浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄の業務を積極的な企業運営により行いました。

2. 主要な事業内容

当公社の主要な事業は次のとおりです。

(受託事業)

- し尿収集運搬及び手数料徴収業務
- 公園・広場、公衆便所、地下道等の清掃に関する業務
- 施設の建物清掃に関する業務
- 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイ、発泡スチロール製容器・包装材の各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(受託外事業)

- 浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄に関する業務

3. 各業務の実施事項

(受託業務)

(1) し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲み取りを実施しました。

・ 汲み取り件数	年間	23,742件
	月平均	1,979件
・ 職員		12名
・ 車両		6台

(2) し尿汲取手数料徴収業務

し尿汲取手数料の徴収業務を、社員で行いました。さらに、効率的な集金体制を確立するため金融機関口座振替制度のより一層の充実に努めました。

(3) 公園・広場、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、街路樹のかん水を実施しました。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施しました。

・ 公園広場緑地		553か所
・ 樹木のかん水		6路線
・ 公衆便所		3か所
・ 地下道等		6か所
・ 草刈り		7か所
・ 職員		10名
・ 車両		8台

(4) 建物清掃業務

環境清美センター内事務厚生棟、同駐車場棟、環境清美工場、奈良市写真美術館、福祉政策課分室、奈良町からくりおもちゃ館、奈良市音声館の清掃業務を実施しました。

・ 清掃施設		7施設
・ 職員		8名
・ 車両		2台

(5) 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイ、発泡スチロール製容器・包装材の各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施しました。また、公民館等の公共施設を拠点に回収された発泡スチロール製食品トレイの収集運搬業務、環境清美工場より排出される焼却灰・非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務、一般廃棄物最終処分場等の害虫駆除業務を実施しました。

・ ごみ、再生資源	
東 部 地 域 (田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区)	2, 5 3 4 戸
中 高 層 住 宅 (都市再生機構等)	1 1, 0 4 9 戸
月ヶ瀬・都祁地域	2, 5 9 3 戸
・ 食 品 ト レ イ	3 1 か所
・ 害 虫 駆 除	3 か所
・ 職 員	1 9 名
・ 車 両	2 0 台

(受託外業務)

(1) 浄化槽・保守点検、雑排水管洗浄業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け、また、保守点検業務は「浄化槽法」第48条の規定により奈良県知事に登録し、雑排水管洗浄業務とともに実施しました。

・ 浄 化 槽 清 掃	4, 6 1 3 件
・ 保 守 点 検	3, 7 7 0 件
・ 高 圧 洗 浄	7 6 件
・ 職 員	7 名
・ 車 両	1 1 台

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【376,610,362】	【流動負債】	【37,710,889】
現金・預金	296,820,895	未払金	20,347,500
未収入金	15,334,185	未払法人税等	485,200
受託事業未収金	52,752,151	預り金	8,676,692
手数料未収金	3,576,662	仮受金	412,135
貯蔵品	2,689,286	手数料未払金	3,576,662
前払費用	712,126	未払消費税	4,212,700
未収還付法人税等	4,754,900	【固定負債】	【236,617,948】
立替金	390,059	退職給与引当金	236,617,948
貸倒引当金	△ 419,902	負債合計	274,328,837
【固定資産】	【179,309,949】		
(有形固定資産)	(170,814,462)	純 資 産 の 部	
建物	92,179,919	【株主資本】	【281,591,474】
建物附属設備	3,387,063	資本金	10,000,000
構築物	2,190,703	(利益剰余金)	(271,591,474)
機械器具	74,371	その他利益剰余金	271,591,474
車両運搬具	19,981,064	任意積立金	70,000,000
什器備品	10,580,605	繰越利益剰余金	201,591,474
電話設備	457,937		
土地	41,962,800		
(無形固定資産)	(2,226,002)		
電話加入権	309,500		
地役権	300,000		
ソフトウェア	1,616,502		
(投資その他の資産)	(6,269,485)		
出資金	1,430,000		
長期貸付金	4,397,345		
保証金	10,000		
リサイクル預託金	432,140		
		純資産合計	281,591,474
資産合計	555,920,311	負債・純資産合計	555,920,311

損 益 計 算 書

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	金	額
【売上高】		
受 託 事 業 収 入	488,018,607	
浄 化 槽 収 入	86,117,899	
高 圧 洗 浄 収 入	1,441,732	575,578,238
【売上原価】		
事 業 直 接 原 価	441,041,545	441,041,545
売 上 総 利 益 金 額		134,536,693
【販売費及び一般管理費】		109,976,760
営 業 利 益 金 額		24,559,933
【営業外収益】		
受 取 利 息	260,754	
受 取 配 当 金	5,200	
雑 収 入	756,832	1,022,786
【営業外費用】		
雑 損 失		3,362
経 常 利 益 金 額		25,579,357
【特別利益】		
固 定 資 産 売 却 益		135,709
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		2,006
【特別損失】		
資 産 廃 棄 損	808,874	
貸 倒 損 失	145,694	
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 損	10,759,997	11,714,565
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		14,002,507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,115,544
当 期 純 利 益 金 額		6,886,963

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

株主資本			
資本金	前期末残高及び当期末残高		<u>10,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
任意積立金	前期末残高及び当期末残高		<u>70,000,000</u>
繰越利益剰余金	前期末残高		194,704,511
	当期変動額 当期純利益金額		<u>6,886,963</u>
	当期末残高		<u>201,591,474</u>
利益剰余金合計	前期末残高		264,704,511
	当期変動額		<u>6,886,963</u>
	当期末残高		<u>271,591,474</u>
株主資本合計	前期末残高		274,704,511
	当期変動額		<u>6,886,963</u>
	当期末残高		<u>281,591,474</u>
純資産合計	前期末残高		274,704,511
	当期変動額		<u>6,886,963</u>
	当期末残高		<u>281,591,474</u>

財 産 目 録

平成25年3月31日現在

科 目	明 細		合 計
		円	円
【流動資産】			【376,610,362】
現 金			
預 金			296,820,895
	当座預金	0	
	南都銀行本店	0	
	普通預金	164,711,161	
	南都銀行本店	107,940,024	
	奈良信用金庫奈良支店	17,418,582	
	りそな銀行新奈良営業部	8,221,873	
	ゆうちょ銀行（振替口座）	12,498,960	
	奈良県農協奈良市柏木支店	18,631,722	
	定期預金	132,109,734	
	南都銀行本店	15,000,000	
	奈良信用金庫奈良支店	10,000,000	
	りそな銀行新奈良営業部	15,000,000	
	奈良県農協本店	10,000,000	
	近畿労働金庫奈良支店	32,109,734	
	三菱東京UFJ銀行奈良支店	10,000,000	
	みずほ銀行奈良支店	20,000,000	
	三井住友銀行奈良支店	10,000,000	
	ゆうちょ銀行	10,000,000	
受託事業未収金			52,752,151
	し尿収集運搬業務	15,058,000	
	東部地域・精華地域等ごみ収集運搬業務	2,252,620	
	中高層住宅ごみ収集運搬業務	7,760,500	
	月ヶ瀬・都祁ごみ収集運搬業務	3,134,040	
	大型・有害ごみ収集運搬業務	1,313,550	
	発泡スチロール減容処理及び食品トレイ収集運搬業務	912,000	
	東部地域再生資源収集運搬業務	1,103,500	
	中高層住宅再生資源収集運搬業務	1,922,000	
	環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	617,500	
	アダプトプログラム一般廃棄物収集運搬業務	66,553	
	焼却灰運搬業務	1,075,595	
	非鉄運搬業務	849,555	

科 目	明 細	合 計
		円
	公園広場等清掃業務	10,855,250
	市有地草刈業務	189,000
	地下道等清掃業務	911,750
	公衆便所管理業務	185,115
	環境清美センター事務厚生棟清掃業務	756,000
	環境清美センター駐車場棟清掃業務	542,000
	環境清美センター洗車場浚渫業務	21,000
	環境清美工場清掃業務	1,286,250
	奈良市音声館清掃業務	52,500
	保健福祉部福祉政策課分室清掃業務	221,206
	犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務	1,666,667
手 数 料 未 収 金		3,576,662
	現年度分汲取手数料未収金	3,307,486
	平成23年度分	71,340
	平成22年度分	42,378
	平成21年度分	63,390
	平成20年度分	92,068
未 収 金		15,334,185
	浄化槽収入未収金	14,940,099
	高压洗浄収入未収金	394,086
立 替 金		390,059
	労災保険休業補償	390,059
前 払 費 用		712,126
	自動車保険料他未経過分	712,126
貸 倒 引 当 金		△ 419,902
	貸倒見込額としての当期損金額	△ 419,902
貯 蔵 品		2,689,286
	浄化槽維持管理用部品外期末在庫品	2,689,286
未 収 還 付 法 人 税 等		4,754,900
	平成24年度法人税確定還付分他	4,754,900
【固定資産】		【179,309,949】
(有形固定資産)		(170,814,462)
土 地		41,962,800
	奈良市大安寺西三丁目10番21号外8筆	41,962,800
建 物		92,179,919
	事務所鉄筋コンクリート造3階建	92,179,919

科 目	明 細	合 計
		円
建 物 設 備		円
	電気設備 その他	3,387,063
構 築 物		2,190,703
	給油設備 その他	2,109,703
機 械 器 具		74,371
	コンプレッサー その他	74,371
車 両 運 搬 具		19,981,064
	バキューム車 13台	4,169,723
	パッカー車 16台	14,405,697
	トラック及びダンプ 10台	565,015
	タンクローリー 1台	1
	軽四バン他 7台	833,250
	事務用車 2台	7,378
什 器 備 品		10,580,605
	エアコン その他	10,580,605
電 話 設 備		457,937
	電話設備	457,937
(無形固定資産)		(2,226,002)
電 話 加 入 権		309,500
	電話加入料	309,500
地 役 権		300,000
	道路永代使用料	300,000
ソ フ ト ウ ェ ア		1,616,502
	年末調整・源泉徴収票システム他	1,616,502
(投資その他の資産)		(6,269,485)
出 資 金		1,430,000
	奈良信用金庫への出資金	130,000
	奈良県ビルメンテナンス協同組合への出資金	1,300,000
長 期 貸 付 金		4,397,345
	社員互助会の厚生資金	2,500,000
	社員マイホームの建設資金	1,897,345
保 証 金		10,000
	酸素ボンベ使用保証金	10,000
リサイクル預託金		432,140
	車両リサイクル料金	432,140
資 産 合 計		555,920,311

科 目	明 細	合 計
		円
【流 動 負 債】		【37,710,889】
未 払 法 人 税 等		485,200
	未払法人県民税及び市民税納付分	485,200
未 払 消 費 税		4,212,700
	仮受消費税納入分	4,212,700
手 数 料 未 払 金		3,576,662
	受託事業（し尿汲取手数料）の 奈良市への納入未済金	3,576,662
未 払 金		20,347,500
	作業車の軽油代外買掛金	20,347,500
仮 受 金		412,135
	し尿汲取手数料等の銀行振込金の うち未整理分	412,135
預 り 金		8,676,692
	3月分健康（厚生年金）保険料	6,869,496
	3月分市・県民税	1,263,500
	3月分源泉徴収税	543,696
【固 定 負 債】		【236,617,948】
退 職 給 与 引 当 金		236,617,948
	退職給与引当損としての計上額	236,617,948
負 債 合 計		274,328,837
差 引 正 味 財 産		281,591,474

役 員

(平成25年3月31日現在)

代表取締役 葛 原 克 巳

取 締 役 吉 住 之 宏 (非常勤)

取 締 役 乾 一 太 郎

取 締 役 中 久 保 晃 一

監 査 役 田 村 隆 嗣 (非常勤)

監 査 役 竹 本 尚 史 (非常勤)

奈良市土地開発公社の経営状況の
報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市土地開発公社の経営状況を次の
とおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度事業報告書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月29日

事業概要

奈良市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、奈良市（以下「市」という。）の秩序ある整備と市民の福祉増進に寄与するために市に代わって公有地先行取得を行ってきましたが、時代の変化とともにその目的を達成するために公社の役割は少なくなり、市の厳しい財政状況から考えてもこれ以上公社を存続させることは困難であると判断されました。市は、平成25年度までの期限である第三セクター等改革推進債を利用し、公社の保証債務の解消を行い、公社はすべての土地を処分し、解散認可を受けることになりました。

(1) 公有地取得事業

公有地取得事業の管理用経費として利息支払及び人件費104,922,776円を支出しました。

(2) 公有地の処分

公有地の処分は、3,692.58㎡を1,256,807,294円で市に売却しました。

(3) 代物弁済

公社が金融機関から借り入れた17,347,000,000円について、市が第三セクター等改革推進債を発行し各金融機関に対する保証債務を代位弁済したことにより、代物弁済として保有土地272,053.39㎡を時価相当額1,297,004,911円で市へ引き渡しました。

(4) 公有地保有状況

公有地保有状況は、平成24年11月29日付の代物弁済契約書により市へ引き渡しを行った結果、平成25年3月29日における公有地はなくなりました。

(5) 借入金状況

前年度末借入金残高18,513,691,967円に本年度借入金86,473,463円と、本年度償還額1,253,165,430円を加減し、保証債務による

代位弁済17,347,000,000円が行われた結果、平成25年3月29日における借入金はなくなりました。

(6) 損益の状況

当年度における収益は、公有地取得事業収益2,553,812,205円、賃貸事業収益7,988,881円、受取利息4,870円、補助金等収益147,550,861円、雑収益8,130円、それと市が代位弁済した保証債務に対する未払債権の放棄に合わせた特別利益16,049,995,089円の合計18,759,360,036円になります。これに対して費用は、公有地取得事業原価2,553,812,205円、販売費及び一般管理費2,867,384円、事業外の支払利息147,550,861円、代物弁済に係る公社整理損16,204,802,538円の合計18,909,032,988円となり、当期純損失は149,672,952円になります。結果、前年度よりの繰越準備金150,882,533円を加えた1,209,581円が翌年度への繰越額となります。

用地の処分

(単位：円)

事業名	面積(m ²)	売却金額
都市計画街路事業	739.89	420,723,344
市道改良事業	1,628.46	104,613,918
観光施設整備事業	212.79	36,743,850
児童福祉施設整備事業	1,111.44	694,726,182
計	3,692.58	1,256,807,294

代物弁済による用地の処分

(単位：円)

事業名	面積(m ²)	売却金額
公園建設事業	58,511.16	106,578,667
J R 奈良駅周辺整備事業	2,005.95	278,284,608
市道改良事業	832.82	2,466,365
ならまち整備事業	1,774.91	157,657,647
教育施設関連事業	38,239.00	4,732,076
商店街共同施設設置事業	1,668.52	175,559,318
福祉関連建設事業	4,266.15	190,902,184
人権施設関連事業	3,451.35	85,517,333
中ノ川造成事業	159,761.10	155,377,465
駅前広場整備事業	1,542.43	139,929,248
計	272,053.39	1,297,004,911

合 計	275,745.97	2,553,812,205
-----	------------	---------------

事業費

(単位：円)

資 本 的 支 出	決 算 額
用 地 費	0
補 償 費	0
人 件 費	9,660,376
支 払 利 息	95,262,400
そ の 他 用 地 取 得 経 費	0
借 入 金 償 還 金	18,600,165,430
合 計	18,705,088,206

(単位：円)

収 益 的 支 出	決 算 額
事 業 原 価	2,553,812,205
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,867,384
支 払 利 息	147,550,861
特 別 損 失	16,204,802,538
合 計	18,909,032,988

貸 借 対 照 表

平成25年3月29日現在

(単位：円)

科 目	金	額
《 資 産 の 部 》		
1 流 動 資 産		
(1) 現 金 及 び 預 金	6,209,581	
(2) 公 有 用 地	0	
流 動 資 産 合 計		6,209,581
資 産 合 計		6,209,581
《 負 債 の 部 》		
2 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	0	
(2) 短 期 借 入 金	0	
(3) 預 り 金	0	
流 動 負 債 合 計		0
負 債 合 計		0
《 資 本 の 部 》		
3 資 本 金		
(1) 基 本 財 産	5,000,000	
資 本 金 合 計		5,000,000
4 準 備 金		
(1) 前 期 繰 越 準 備 金	150,882,533	
(2) 当 期 純 損 失	149,672,952	
準 備 金 合 計		1,209,581
資 本 合 計		6,209,581
負 債 資 本 合 計		6,209,581

損 益 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

(単位：円)

科 目	金	額
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	2,553,812,205	
(2) 附帯等事業収益	7,988,881	2,561,801,086
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	2,553,812,205	2,553,812,205
事業総利益		7,988,881
3 販売費及び一般管理費	2,867,384	2,867,384
事業利益		5,121,497
4 事業外収益		
(1) 受取利息	4,870	
(2) 補助金等収益	147,550,861	
(3) 雑収益	8,130	147,563,861
5 事業外費用		
(1) 支払利息	147,550,861	147,550,861
経常利益		5,134,497
6 特別利益		
(1) 債務免除益(注1)	16,049,995,089	16,049,995,089
7 特別損失		
(1) 公社整理損(注2)	16,204,802,538	16,204,802,538
当期純損失		149,672,952

注記事項

- たな卸資産の評価基準及び評価方法 公有用地・・・個別法による原価法により計上しています。
 - 収益及び費用の計上基準は、発生主義により計上しています。
- (注1) 奈良市が保証債務の履行により代位弁済した求償権のうち、債権の放棄で生じた利益です。
- (注2) 奈良市に代物弁済した公有用地の価格が、取得原価より著しく下落しているため、時価をもって処分したために生じた損失です。
- 時価額の算出は、平成24年度固定資産税評価額から公示価格相当額を求め時価相当額としています。

財 産 目 録

平成 2 5 年 3 月 2 9 日現在

(単位：円)

科 目	明 細		合 計	備 考
	事 項	金 額		
1 流動資産				
(1) 預 金			6,209,581	
	普通預金	1,209,581		
	定期預金	0		
	定期預金	5,000,000		基本財産
(2) 公有用地			0	
	公有地 0m ²	0		
資 産 合 計			6,209,581	
1 流動負債			0	
(1) 未 払 金	用地費等	0		
(2) 短期借入金	金融機関からの借入金	0		
(3) 預 り 金	源泉所得税	0		
負 債 合 計			0	
差 引 正 味 財 産			6,209,581	

注記事項

- 奈良市が保証債務の履行により代位弁済した求償権に対し、公社は保有土地 1 7 8 筆 2 7 2, 0 5 3. 3 9 m²で代物弁済しましたが、奈良市は求償額に満たない債権を全て放棄したため、公社の債務はなくなりました。

キャッシュ・フロー計算書

平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

(単位：円)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入 (注1)	1,256,807,294
	その他事業収入	7,988,881
	補助金等収入	147,550,861
	その他の業務収入	476,380
	公有地取得事業支出	△ 104,922,776
	その他の業務支出	△ 3,378,804
	小 計	1,304,521,836
	利息の受取額	4,870
	利息の支払額	△ 147,550,861
	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,156,975,845
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	0
	定期預金の払戻による収入	10,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	10,000,000
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	86,473,463
	短期借入金の返済による支出 (注1)	△ 1,253,165,430
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,166,691,967
IV	現金及び現金同等物増加額	283,878
V	現金及び現金同等物期首残高	925,703
VI	現金及び現金同等物期末残高	1,209,581

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載の科目の金額との関係

現金及び預金勘定	6,209,581
預入期間が3箇月を超える定期預金	△ 5,000,000
計	1,209,581

(注1) 現金を伴わない代物弁済による経費を除外しています。

役 員

(平成25年3月29日現在)

理事 (理事長)	津 山 恭 之	(非常勤)
理 事	福 井 重 忠	(非常勤)
理事 (常務理事)	中 田 治 夫	(非常勤)
理 事	田 村 隆 嗣	(非常勤)
理 事	小 西 彰	(非常勤)
理 事	東 井 素 生	(非常勤)
理 事	喜 多 義 嗣	(非常勤)
監 事	竹 本 尚 史	(非常勤)

財団法人奈良市駐車場公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人奈良市駐車場公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 2 4 年度事業報告書

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

事業概要

財団法人奈良市駐車場公社は、ならまち駐車場の供用を行い、市内の道路交通の円滑化を図ると共に都市機能の維持及び増進に寄与するために駐車場の管理運営事業を実施しました。

なお、当公社は、事業を継続しても、将来の収入をもって、借入金の債務を全て解消することは困難であると判断されたため、市が第三セクター等改革推進債を利用し、公社の債務の解消を行い、寄附行為第 3 2 条の規定に従って解散することとなりました。

1. ならまち駐車場の管理運営事業

本年度は平面屋外駐車場（収容台数 1 3 2 台）へ改装後の 5 年目の運営事業となりましたが、予算に対し利用台数が 1 4 4 台減、駐車場事業収入が定期利用者減等により 6 7 2, 8 0 0 円減となりました。

- (1) 供用日 3 6 5 日（無休）
- (2) 営業時間 午前零時から午後 1 2 時まで（2 4 時間営業）
- (3) 時間駐車場利用台数

年間	71,856 台
平日	38,273 台
土曜日	13,253 台
日祝日	20,330 台

- (4) 自動二輪車駐車利用台数 3,242 台
- (5) 貸自転車利用台数 108 台

2. 奈良市ならまちセンター地下駐車場の管理運営事業に関すること

一般財団法人奈良市総合財団とのならまちセンター地下駐車場管理委託契約書に基づき地下駐車場（収容能力 5 6 台）の管理運営を行い利用者の利便性に寄与しました。

年間	27,021 台
----	----------

3. 奈良市転害門前観光駐車場の管理運営事業に関すること

奈良市転害門前観光駐車場（収容能力33台）の管理に関する年度協定書に基づき観光駐車場の管理運営を行い利用者の利便性に寄与しました。

年間 4,629 台

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	7,057,651	7,402,368	△ 344,717
未収金	467,500	467,500	0
流動資産合計	7,525,151	7,869,868	△ 344,717
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	0	20,000,000	△ 20,000,000
基本財産合計	0	20,000,000	△ 20,000,000
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
駐車場建物等	3	186,820	△ 186,817
事務所建物等	1	3,671,209	△ 3,671,208
事務所備品等	4	20,925	△ 20,921
車両運搬具	0	2	△ 2
整備工事建築物等	7	20,512,641	△ 20,512,634
その他固定資産合計	15	24,391,597	△ 24,391,582
固定資産合計	15	44,391,597	△ 44,391,582
資産合計	7,525,166	52,261,465	△ 44,736,299
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,918,588	2,311,836	△ 393,248
預り金	2,397,356	397,787	1,999,569
短期借入金	0	873,254,000	△ 873,254,000
流動負債合計	4,315,944	875,963,623	△ 871,647,679
2 固定負債			
リース未払金	0	12,322,800	△ 12,322,800
固定負債合計	0	12,322,800	△ 12,322,800
負債合計	4,315,944	888,286,423	△ 883,970,479
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	0	20,000,000	△ 20,000,000
指定正味財産合計	0	20,000,000	△ 20,000,000
2 一般正味財産	3,209,222	△ 856,024,958	859,234,180
正味財産合計	3,209,222	△ 836,024,958	839,234,180
負債及び正味財産合計	7,525,166	52,261,465	△ 44,736,299

収 支 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	30,000	7,806	22,194	
② 事業収入				
駐車場事業収入	44,400,000	43,727,200	672,800	
駐車場管理受託等事業収入	7,510,000	7,510,000	0	
事業収入計	51,910,000	51,237,200	672,800	
③ 受取補助金等収入			0	
受取市補助金	34,298,000	31,208,794	3,089,206	
④ 雑収入				
受取利息収入	4,000	1,816	2,184	
事業活動収入合計	86,242,000	82,455,616	3,786,384	
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
給料手当支出	5,502,000	5,388,503	113,497	
臨時雇賃金支出	3,896,000	3,750,048	145,952	
福利厚生費支出	1,235,000	1,185,279	49,721	
通信運搬費支出	132,000	108,399	23,601	
消耗品費支出	316,000	222,947	93,053	
修繕費支出	210,000	70,612	139,388	
印刷製本費支出	270,000	252,840	17,160	
燃料費支出	20,000	19,109	891	
光熱水料費支出	667,000	600,130	66,870	
保険料支出	153,000	145,770	7,230	
負担金支出	7,000	0	7,000	
委託費支出	2,856,000	2,684,936	171,064	
手数料支出	14,000	11,632	2,368	
補償費支出	100,000	0	100,000	
事業費支出計	15,378,000	14,440,205	937,795	
② 管理費支出				
給料手当支出	3,166,000	3,165,800	200	
福利厚生費支出	444,000	435,296	8,704	
会議費支出	10,000	900	9,100	
旅費交通費支出	14,000	9,900	4,100	
通信運搬費支出	90,000	75,906	14,094	
消耗品費支出	157,000	33,176	123,824	
修繕費支出	123,000	89,085	33,915	
燃料費支出	47,000	5,339	41,661	
光熱水料費支出	252,000	252,000	0	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
賃借料支出	101,000	100,800	200	
保険料支出	113,000	112,500	500	
租税公課支出	2,714,000	2,611,000	103,000	
負担金支出	39,000	24,000	15,000	
手数料支出	20,000	11,153	8,847	
委託費支出	2,169,000	2,100,000	69,000	
広告料支出	0	0	0	
支払利息支出	23,779,000	21,362,794	2,416,206	
雑支出	50,000	0	50,000	
管理費支出計	33,288,000	30,389,649	2,898,351	
事業活動支出合計	48,666,000	44,829,854	3,836,146	
事業活動収支差額	37,576,000	37,625,762	△ 49,762	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 基本財産取崩収入				
定期預金取崩収入	20,000,000	20,000,000	0	
投資活動収入合計	20,000,000	20,000,000	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出合計	0	0	0	
投資活動収支差額	20,000,000	20,000,000	0	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入				
短期借入金収入	833,254,000	826,000,000	7,254,000	
財務活動収入合計	833,254,000	826,000,000	7,254,000	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出				
短期借入金返済支出	873,254,000	873,254,000	0	
② その他の支出				
リース未払金支出	12,323,000	12,322,800	200	
財務活動支出合計	885,577,000	885,576,800	200	
財務活動収支差額	△ 52,323,000	△ 59,576,800	7,253,800	
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	5,253,000	△ 1,951,038	7,204,038	
前期繰越収支差額	4,478,000	5,160,245	△ 682,245	
次期繰越収支差額	9,731,000	3,209,207	6,521,793	

正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	7,806	17,000	△ 9,194
② 事業収益			
駐車場事業収益	43,727,200	44,275,400	△ 548,200
駐車場管理受託等事業収益	7,510,000	7,510,000	0
事業収益計	51,237,200	51,785,400	△ 548,200
③ 受取補助金等			
受取市補助金	31,208,794	34,630,261	△ 3,421,467
④ 受取寄付金			
受取寄付金	20,000,000		20,000,000
⑤ 雑収益			
雑収益	1,816	2,828	△ 1,012
経常収益計	102,455,616	86,435,489	16,020,127
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	5,388,503	5,254,889	133,614
臨時雇賃金	3,750,048	3,731,039	19,009
福利厚生費	1,185,279	1,144,722	40,557
通信運搬費	108,399	109,481	△ 1,082
駐車場建物等減価償却費	4,754,725	6,235,114	△ 1,480,389
消耗什器備品費	0	96,800	△ 96,800
消耗品費	222,947	293,398	△ 70,451
修繕費	70,612	1,010,930	△ 940,318
印刷製本費	252,840	239,240	13,600
燃料費	19,109	18,912	197
光熱水料費	600,130	550,651	49,479
保険料	145,770	151,140	△ 5,370
支払負担金	0	6,840	△ 6,840
委託費	2,684,936	2,804,562	△ 119,626
手数料	11,632	13,181	△ 1,549
事業費計	19,194,930	21,660,899	△ 2,465,969
② 管理費			
給料手当	3,165,800	3,173,700	△ 7,900
福利厚生費	435,296	434,467	829
会議費	900	2,500	△ 1,600
旅費交通費	9,900	6,600	3,300
通信運搬費	75,906	76,061	△ 155
事務所建物等減価償却費	337,751	371,972	△ 34,221

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事務所備品等減価償却費	2,288	20,797	△ 18,509
車両運搬具減価償却費	1	12,982	△ 12,981
消耗品費	33,176	165,604	△ 132,428
修繕費	89,085	40,016	49,069
燃料費	5,339	5,007	332
光熱水料費	252,000	248,000	4,000
賃借料	100,800	100,800	0
保険料	112,500	89,500	23,000
租税公課	2,611,000	2,650,200	△ 39,200
支払負担金	24,000	30,840	△ 6,840
手数料	11,153	9,856	1,297
委託費	2,100,000	1,470,000	630,000
支払利息	21,362,794	25,151,494	△ 3,788,700
管理費計	30,729,689	34,060,396	△ 3,330,707
経常費用計	49,924,619	55,721,295	△ 5,796,676
当期経常増減額	52,530,997	30,714,194	21,816,803
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① その他の経常外収益			
債務免除益	826,000,000	0	826,000,000
経常外収益計	826,000,000	0	826,000,000
(2) 経常外費用			
① その他の経常外費用			
固定資産評価損	19,296,817	0	19,296,817
経常外費用計	19,296,817	0	19,296,817
当期経常外増減額	806,703,183	0	806,703,183
税引前当期一般正味財産増減額	859,234,180	30,714,194	828,519,986
当期一般正味財産増減額	859,234,180	30,714,194	828,519,986
一般正味財産期首残高	△ 856,024,958	△ 886,739,152	30,714,194
一般正味財産期末残高	3,209,222	△ 856,024,958	859,234,180
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	7,806	17,000	△ 9,194
② 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 20,007,806	△ 17,000	19,990,806
当期指定正味財産増減額	△ 20,000,000	0	△ 20,000,000
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	0	20,000,000	△ 20,000,000
III 正味財産期末残高	3,209,222	△ 836,024,958	839,234,180

財 産 目 録

平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	7,057,651		
未収金	467,500		
流動資産合計		7,525,151	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 南都銀行	0		
定期預金 奈良県農業協同組合	0		
基本財産合計	0		
(2) 特定資産			
特定資産合計	0		
(3) その他固定資産			
駐車場建物等	3		
事務所建物等	1		
事務所備品等	4		
車両運搬具	0		
整備工事建築物等	7		
その他固定資産合計	15		
固定資産合計		15	
資産合計			7,525,166
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,918,588		
預り金	2,397,356		
短期借入金	0		
流動負債合計		4,315,944	
2 固定負債			
リース未払金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			4,315,944
正味財産			3,209,222

役 員

(平成25年3月31日現在)

理事 (理事長)	津 山 恭 之	(非常勤)
理事 (専務理事)	池 田 宗 治	(常 勤)
理 事	田 村 隆 嗣	(非常勤)
理 事	東 井 素 生	(非常勤)
理 事	森 誠 康	(非常勤)
理 事	中 田 治 夫	(非常勤)
監 事	堀 内 保 男	(非常勤)
監 事	竹 本 尚 史	(非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度事業報告書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

事業概要

当社は、奈良市内において再開発事業により設置されました市営駐車場の施設管理及び商業床の管理運営等、またこれらに付帯する事業を行ってまいりました。

当期の経済状況は、全般的には景気回復がみられるものの、地方景気や個人消費等には格差やばらつきも多く、このような情勢のもと懸命に努めてまいりました。

当期の業績につきましては、売上高として208,382,140円で、経常損失は15,866,962円となりました。

今後におきましても、厳しい経済状況が続くものと予想されますが、テナント誘致、経営改善はもちろん各事業において業績の確保に取り組み、業績の維持向上のため更なる努力をしてまいる所存であります。

主要な事業内容

当社の主要な事業は、奈良市市街地再開発地区における市営駐車場、商業床等の施設管理及びこれらに付帯する事業であり、今期の主な事業は次のとおりです。

- 奈良市営JR奈良駅第1駐車場の施設管理
- 奈良市営JR奈良駅第2駐車場の施設管理
- なら100年会館地下駐車場の施設管理
- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理経営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合の業務代行
- 奈良市営西部会館駐車場の施設管理
- 前各号の関連又は付帯業務等

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 256,607,456】	【流動負債】	【 35,821,206】
現金及び預金	237,971,503	未払金	314,600
未収入金	11,571,120	未払外注費	7,325,630
仮払金	147,000	未払費用	1,803,635
前払費用	5,710,833	前受金	3,240,195
預け金	1,207,000	預り金	157,020
【固定資産】	【 28,576,790】	売上預り金	22,683,626
(有形固定資産)	(28,132,790)	未払法人税等	296,500
建物	17,762,024	【固定負債】	【 30,707,000】
建物附属設備	15,857,976	預り保証金	30,707,000
車両運搬具	794,915	負債の部計	66,528,206
什器備品	150,477		
減価償却累計額	△ 6,432,602	純資産の部	
(無形固定資産)	(394,000)	【株主資本】	【 218,656,040】
電話加入権	394,000	[資本金]	[300,000,000]
(投資その他の資産)	(50,000)	[利益剰余金]	[△ 81,343,960]
保証金	50,000	(その他利益剰余金)	(△ 81,343,960)
		繰越利益剰余金	△ 81,343,960
		(うち当期純損失)	(15,866,962)
		純資産の部計	218,656,040
資産の部計	285,184,246	負債・純資産の部計	285,184,246

損 益 計 算 書

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

科 目	金 額	
	円	円
【売上高】		
売上高	208,382,140	208,382,140
売上総利益		208,382,140
【販売費及び一般管理費】		227,391,785
営業損失		19,009,645
【営業外収益】		
受取利息	168,679	
雑収入	3,270,504	3,439,183
経常損失		15,570,462
税引前当期純損失		15,570,462
法人税等充当額		296,500
当期純損失		15,866,962

株主資本等変動計算書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

		当期首残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株主資本	資本金	300,000,000				300,000,000	
	資本剰余金	資本準備金					
		他資本金 剰余金					
	利益剰余金	利益準備金					
		他利益 剰余金	△65,476,998		△15,866,962	△15,866,962	△81,343,960
	自己株式						
	株主資本合計	234,523,002		△15,866,962	△15,866,962	218,656,040	
評価・換算差額 等合計							
新株予約権							
純資産合計	234,523,002		△15,866,962	△15,866,962	218,656,040		
利益剰余金の内訳	繰越利益 剰余金	△65,476,998		△15,866,962	△15,866,962	△81,343,960	
	利益剰余金 合計	△65,476,998		△15,866,962	△15,866,962	△81,343,960	

財 産 目 録

平成25年3月31日現在

科 目	明 細	合 計
	円	円
(流動資産)		(256,607,456)
現 金		5,213,960
預 金	5,213,960	232,757,543
	普通預金	121,073,257
	南都銀行市役所出張所	
	定期預金	111,684,286
	南都銀行市役所出張所	
未 収 入 金		11,571,120
	受託料未収分	11,571,120
前 払 費 用		5,710,833
	自動車保険未経過分他	5,710,833
預 け 金		1,207,000
	両替金	1,207,000
仮 払 金		147,000
		147,000
仮払消費税等		0
仮払法人税等		0
(固定資産)		(28,576,790)
有形固定資産		28,132,790
建 物	店舗区画形成	17,762,024
建物附属設備	空調設備他	15,857,976
車両運搬具	スズキアルト	794,915
什器備品	パソコン他	150,477
減価償却累計額		△ 6,432,602
無形固定資産		394,000
電話加入権	電話加入料	394,000
投資他の資産		50,000
保証金	契約保証金	50,000
資産合計		285,184,246

科 目	明 細	合 計
		円
(流動負債)		円
未 払 金		(35,821,206)
		314,600
		314,600
未 払 外 注 費		7,325,630
	3 月分外注費	7,325,630
未 払 費 用		1,803,635
	光熱水費他	1,803,635
前 受 金		3,240,195
	4 月分賃料他	3,240,195
預 り 金		157,020
	3 月分源泉所得税他	157,020
売 上 預 り 金		22,683,626
	テナント売上金他	22,683,626
未 払 法 人 税 等		296,500
	当期法人事業税等	296,500
(固定負債)		(30,707,000)
預 り 保 証 金		30,707,000
	契約保証金	30,707,000
負 債 合 計		66,528,206
差引正味財産		218,656,040

役 員

(平成25年3月31日現在)

取締役社長 津 山 恭 之 (非常勤)

取 締 役 中 田 治 夫 (非常勤)

取 締 役 森 誠 康 (非常勤)

取 締 役 堀 川 茂 美 (非常勤)

取 締 役 小 林 裕 昌 (非常勤)

取 締 役 南 善 嗣 (非常勤)

監 査 役 竹 本 尚 史 (非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

平成24年度事業報告書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

1 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、また、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えるため、以下のとおり実生活に役立つ教育・学術・文化に関する各種の社会教育・生涯学習事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供した。

さらに、市民の立場に立った施設運営を行うとともに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育の場として、市民の学習活動を促進した。また、自主グループを育成し学びの成果を生かせる場を提供するとともに、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図りつつ、地域の課題解決に向けての支援に努めた。

加えて、公民館運営についての評価・研究を行い、公民館の充実に努めた。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげた。

2 事業実施内容

(1) 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と市民への多様な学習機会の提供を図り、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行った。また、各施設・地域の特長を生かすとともに、すべての施設において高齢者・男女・青少年・家庭教育・共生の5重点分野の事業を開催することにより、施設ごとの偏りを軽減し、奈良市全域で充実した事業展開を行った。

- 01 教養・文化・国際交流に関する事業 51件 7,332人
「奈良学セミナー」「今年は手作り！我が家のお正月」「知られざる奈良の祭礼行事」「入門！～多聞城と松永久秀～」「食べて学ぶ！友好姉妹都市」 他
- 02 教育・福祉・人権に関する事業 65件 11,231人
「守ろう！人権！インターネットの危険な世界」「寿学級」「南部女性フォーラム」「興味津々くらぶ」「からだ元気サロン」「子どもわくわくクラブ」 他
- 03 芸術・芸能に関する事業 76件 8,781人
「秋の夕暮れコンサート」「夏休み絵手紙をかこう」「二名子ども16mm映画会」「はじめてのオカリナ」「旧田中家でたしなむ男性茶道」 他
- 04 科学・情報・産業技術に関する事業 36件 3,089人
「子どもお天気教室」「教えて！面白サイエンス工作」「月ヶ瀬自然観察会」「つげパソコン教室」「ワード2007入門講座」 他
- 05 家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 111件 19,277人
「生涯学習フェスタ2013」「プチ田舎暮らし・田原ーかまど炊きごはんー」「セカンドライフ応援講座～家事への第一歩～」「お父さんと名パティシエ」 他
- 06 健康・衛生・環境に関する事業 36件 2,436人
「奈良市でいのちを守るために考えるべきこと～大地震時代の生き抜きかた～」
「お勤め帰りの花金カンフー体験」「こどもチャレンジ隊～いのちのふしぎ～」 他
- 07 体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業 31件 1,980人
「シニア健康体操～転ばぬ先の杖～」
「南部ハイキング」「子どもストリートダンス」「夏休み！世界のボードゲーム大会」「まるまる一日デイキャンプ in 月ヶ瀬」 他

② 公民館管理運営事業

地域の拠点である公民館の機能強化と、市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	延床面積	3,588㎡
奈良市立中部公民館	延床面積	4,359㎡
奈良市立西部公民館	延床面積	3,337㎡
奈良市立南部公民館	延床面積	980㎡
奈良市立三笠公民館	延床面積	752㎡
奈良市立田原公民館	延床面積	550㎡
奈良市立富雄公民館	延床面積	701㎡
奈良市立柳生公民館	延床面積	335㎡
奈良市立若草公民館	延床面積	750㎡
奈良市立登美ヶ丘公民館	延床面積	599㎡
奈良市立興東公民館	延床面積	429㎡
奈良市立春日公民館	延床面積	543㎡
奈良市立二名公民館	延床面積	501㎡
奈良市立京西公民館	延床面積	538㎡
奈良市立平城西公民館	延床面積	499㎡
奈良市立伏見公民館	延床面積	516㎡
奈良市立富雄南公民館	延床面積	504㎡
奈良市立平城公民館	延床面積	571㎡
奈良市立飛鳥公民館	延床面積	501㎡
奈良市立都跡公民館	延床面積	518㎡
奈良市立登美ヶ丘南公民館	延床面積	500㎡
奈良市立平城東公民館	延床面積	500㎡
奈良市立月ヶ瀬公民館	延床面積	1,846㎡
奈良市立都祁公民館	延床面積	425㎡

(2) 自主事業（生涯学習支援活動事業）

外部資金による事業や、奈良市の関連諸施策と連動した事業など、以下の5分類にわたり事業を開催した。これにより、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大、事業内容の充実を図ることができた。また、当財団の取り組みをより多くの人々にPRす

るとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし講師派遣等の事業展開を行い、自主財源の確保に努めた。

01	教養・文化・国際交流に関する事業 「奈良ひとまち大学」	1件	943人
02	教育・福祉・人権に関する事業 奈良市家庭教育講演会「食で育む生きる力～台所育児のすすめ～」	1件	48人
04	科学・情報・産業技術に関する事業 スター・ウィーク2012助成イベント「星空教室」	1件	34人
05	家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業 奈良市子育てスポット事業「おやこひろば」 奈良市子育てスポット事業「とみがおか すくすくサロン」 奈良市子育てスポット事業「なかよしクラブ」 奈良市子育てスポット事業「子育てのんびり空間」 奈良市子育てスポット事業「二名すくすく水よう日」 奈良市子育てスポット事業「ぶよ☆ぶよの会」 奈良市子育てスポット事業「富雄南とつとこ広場」 奈良市子育てスポット事業「おやこふれあいひろば」 奈良市子育てスポット事業「みあと子育てサロン」	9件	5,351人

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	53,437,367	37,289,098	16,148,269
未収金	156,570	168,836	△ 12,266
流動資産合計	53,593,937	37,457,934	16,136,003
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
固定資産合計	50,000,000	50,000,000	0
資産合計	103,593,937	87,457,934	16,136,003
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,338,816	27,910,288	2,428,528
預り金	23,255,121	9,547,646	13,707,475
流動負債合計	53,593,937	37,457,934	16,136,003
負債合計	53,593,937	37,457,934	16,136,003
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000,000	50,000,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0
負債及び正味財産合計	103,593,937	87,457,934	16,136,003

収 支 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業活動収入	525,295,678	504,156,393	21,139,285
基本財産運用収入	70,000	58,338	11,662
基本財産利息収入	70,000	58,338	11,662
補助金等収入	67,200	67,200	0
支援活動補助金(助成金)収入	67,200	67,200	0
協定事業収入	524,175,000	503,178,759	20,996,241
指定管理受託収入	520,000,000	499,003,759	20,996,241
事業受託収入	4,175,000	4,175,000	0
自主事業収入	558,478	544,278	14,200
講師派遣収入	136,478	136,478	0
講座受講料収入	422,000	407,800	14,200
雑収入	425,000	307,818	117,182
受取利息	25,000	19,498	5,502
雑収入	400,000	288,320	111,680
事業活動収入計	525,295,678	504,156,393	21,139,285
2. 事業活動支出			
管理費支出	206,828,200	204,442,828	2,385,372
人件費支出	23,305,000	22,968,447	336,553
役員報酬支出	2,084,000	2,083,870	130
給料支出	10,464,000	10,423,800	40,200
職員手当支出	7,005,000	7,004,590	410
福利厚生支出	3,752,000	3,456,187	295,813
管理経費支出	183,523,200	181,474,381	2,048,819
諸謝金支出	120,000	110,000	10,000
旅費交通費支出	546,280	396,953	149,327
消耗品費支出	7,166,000	7,114,324	51,676
燃料費支出	1,871,000	1,637,166	233,834
会議費支出	64,920	64,844	76
印刷製本費支出	580,000	498,750	81,250
光熱水料費支出	49,948,000	49,660,105	287,895
修繕費支出	9,189,000	9,188,260	740
医薬材料費支出	36,000	27,094	8,906
通信運搬費支出	2,440,000	2,282,789	157,211
手数料支出	2,688,000	2,687,387	613
保険料支出	1,890,000	1,889,820	180
委託費支出	75,591,000	75,089,735	501,265
賃借料支出	15,836,000	15,305,274	530,726
原材料費支出	15,000	0	15,000
負担金支出	191,000	171,780	19,220
租税公課支出	15,351,000	15,350,100	900
事業費支出	314,225,278	295,471,365	18,753,913
人件費支出	306,748,000	288,308,719	18,439,281
給料支出	113,116,000	110,547,041	2,568,959
賃金支出	88,306,000	81,232,882	7,073,118
職員手当支出	64,146,000	59,152,322	4,993,678
福利厚生支出	41,180,000	37,376,474	3,803,526

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事業経費	7,477,278	7,162,646	314,632
諸謝金支出	5,263,000	5,173,700	89,300
旅費交通費支出	201,000	153,999	47,001
消耗品費支出	1,270,278	1,160,389	109,889
会議費支出	86,000	72,198	13,802
印刷製本費支出	161,000	160,602	398
通信運搬費支出	130,000	117,600	12,400
手数料支出	140,000	105,058	34,942
委託費支出	130,000	130,000	0
賃借料支出	96,000	89,100	6,900
生涯学習支援活動経費支出	4,242,200	4,242,200	0
支援活動経費支出	4,242,200	4,242,200	0
諸謝金支出	1,705,400	1,705,400	0
旅費交通費支出	52,850	52,850	0
消耗品費支出	1,081,390	1,081,390	0
会議費支出	44,804	44,804	0
印刷製本費支出	349,450	349,450	0
医薬材料費支出	12,118	12,118	0
通信運搬費支出	71,980	71,980	0
手数料支出	14,325	14,325	0
保険料支出	87,417	87,417	0
委託費支出	400,000	400,000	0
賃借料支出	100,986	100,986	0
負担金支出	72,000	72,000	0
広告料支出	249,480	249,480	0
事業活動支出計	525,295,678	504,156,393	21,139,285
事業活動収支差額	0	0	0
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	504,156,393	503,305,094	851,299
基本財産運用収入	58,338	67,078	△ 8,740
基本財産利息収入	58,338	67,078	△ 8,740
補助金等収入	67,200	163,000	△ 95,800
支援活動補助金(助成金)収入	67,200	163,000	△ 95,800
協定事業収入	503,178,759	502,500,707	678,052
指定管理受託収入	499,003,759	495,635,707	3,368,052
事業受託収入	4,175,000	6,865,000	△ 2,690,000
自主事業収入	544,278	233,760	310,518
講師派遣収入	136,478	48,860	87,618
講座受講料収入	407,800	184,900	222,900
雑収入	307,818	340,549	△ 32,731
受取利息	19,498	19,789	△ 291
雑収入	288,320	320,760	△ 32,440
経常収益計	504,156,393	503,305,094	851,299
(2) 経常費用			
管理費	204,442,828	214,649,608	△ 10,206,780
人件費	22,968,447	25,681,626	△ 2,713,179
役員報酬	2,083,870	3,188,872	△ 1,105,002
給料	10,423,800	11,030,400	△ 606,600
職員手当	7,004,590	8,058,304	△ 1,053,714
福利厚生	3,456,187	3,404,050	52,137
管理経費	181,474,381	188,967,982	△ 7,493,601
諸謝金	110,000	10,000	100,000
旅費交通費	396,953	270,470	126,483
消耗品費	7,114,324	7,604,608	△ 490,284
燃料費	1,637,166	1,594,473	42,693
会議費	64,844	58,406	6,438
印刷製本費	498,750	633,950	△ 135,200
光熱水料費	49,660,105	49,826,968	△ 166,863
修繕費	9,188,260	12,314,538	△ 3,126,278
医薬材料費	27,094	30,989	△ 3,895
通信運搬費	2,282,789	2,391,648	△ 108,859
手数料	2,687,387	3,922,435	△ 1,235,048
保険料	1,889,820	1,864,870	24,950
委託費	75,089,735	77,701,210	△ 2,611,475
賃借料	15,305,274	15,559,342	△ 254,068
負担金	171,780	135,375	36,405
租税公課	15,350,100	15,048,700	301,400

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業費	295,471,365	284,118,726	11,352,639
人件費	288,308,719	276,567,924	11,740,795
給料	110,547,041	100,039,998	10,507,043
職員手当	59,152,322	53,131,762	6,020,560
福利厚生	37,376,474	33,587,164	3,789,310
賃金	81,232,882	89,809,000	△ 8,576,118
事業経費	7,162,646	7,550,802	△ 388,156
諸謝金	5,173,700	5,257,800	△ 84,100
旅費交通費	153,999	185,604	△ 31,605
消耗品費	1,160,389	1,246,596	△ 86,207
会議費	72,198	78,075	△ 5,877
印刷製本費	160,602	215,740	△ 55,138
通信運搬費	117,600	120,970	△ 3,370
手数料	105,058	117,517	△ 12,459
委託費	130,000	295,500	△ 165,500
賃借料	89,100	33,000	56,100
生涯学習支援活動経費	4,242,200	4,536,760	△ 294,560
支援活動経費	4,242,200	4,536,760	△ 294,560
諸謝金	1,705,400	2,062,200	△ 356,800
旅費交通費	52,850	16,550	36,300
消耗品費	1,081,390	1,167,791	△ 86,401
会議費	44,804	57,527	△ 12,723
印刷製本費	349,450	441,050	△ 91,600
医薬材料費	12,118	0	12,118
通信運搬費	71,980	60,780	11,200
手数料	14,325	1,600	12,725
保険料	87,417	85,607	1,810
委託費	400,000	14,700	385,300
賃借料	100,986	177,805	△ 76,819
負担金	72,000	72,000	0
広告料	249,480	379,150	△ 129,670
經常費用計	504,156,393	503,305,094	851,299
当期經常増減額	0	0	0
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0
III 正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0

財 産 目 録

平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	53,437,367		
現金手許有高	291,191		
普通預金一般会計	51,754,922		
普通預金外部事業収入	1,391,254		
未収金	156,570		
流動資産合計		53,593,937	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000,000		
南都銀行	10,000,000		
りそな銀行	10,000,000		
住友信託銀行	10,000,000		
近畿労働金庫	10,000,000		
奈良県農協	10,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
固定資産合計		50,000,000	
資産合計			103,593,937
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,338,816		
預り金	23,255,121		
所得税	21,005		
健康保険	830,453		
厚生年金	1,297,850		
返還金	20,996,241		
源泉徴収預り金	109,572		
流動負債合計		53,593,937	
負債合計			53,593,937
正味財産			50,000,000

役 員

(平成25年3月31日現在)

理 事 長	津 山 恭 之	(非常勤)
副 理 事 長	福 岡 義 郎	(非常勤)
常 務 理 事	中 島 俊 文	(常 勤)
理 事	倍 巖 良 明	(非常勤)
理 事	東 出 和 彦	(非常勤)
理 事	堀 内 保 男	(非常勤)
理 事	森 村 和 枝	(非常勤)
理 事	八 木 正 一	(非常勤)
理 事	神 田 義 隆	(非常勤)
監 事	中 村 敏 彦	(非常勤)
監 事	青 木 幸 子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成24年度事業報告書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、統合した7つの財団法人の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、それぞれが果たしてきた役割をより効率的・効果的に担っていくため設立され、平成24年4月より事業を開始した。

統合前の各財団法人が積み重ねてきた実績及び培ってきた知識や経験、技術を有する人材等の経営資源を戦略的に活用し、多様化する市民ニーズに応え、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与するため、文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行った。

2. 事業実施内容

事業を実施するにあたり、各施設の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、「文化事業グループ」「スポーツ・武道事業グループ」「まちづくり振興事業グループ」の3グループ体制で事業を推進した。

【文化事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的な管理運営を行った。

なら100年会館	入館者数	218,013人
奈良市美術館	入館者数	73,197人
奈良市北部会館市民文化ホール	入館者数	120,899人
奈良市杉岡華邨書道美術館	入館者数	14,798人
奈良市勤労者総合福祉センター	入館者数	69,673人

(文化振興事業)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

なら100年会館 万葉オペラ・ラボ等の主催・共催による演奏会や各種教室を開催した。

開催回数315回 参加人数41,730人

奈良市美術館 奈良市児童生徒作品展等の主催・共催による作品展や各種講座を開催した。

開催延べ日数60日 参加人数17,841人

奈良市北部会館市民文化ホール 高の原文化講座をはじめ各種教室やコンサートを開催した。

開催回数951回 参加人数32,602人

奈良市杉岡華邨書道美術館 杉岡華邨追悼展等の企画展、館蔵品展や書道文化講座を開催した。

開催延べ日数298日 参加人数14,798人

(中小企業勤労者の福利厚生事業)

奈良市勤労者総合福祉センター 各種教室やトレーニング指導を開催した。

開催延べ日数522日 参加人数9,717人

勤労者福祉サービスセンター事業部門 勤労者の福祉の向上と生活の安定を図り、明るく楽しい職場づくりと事業所の発展に寄与するための事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに、加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアーや施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

【スポーツ・武道事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的な管理運営を行った。

奈良市鴻ノ池陸上競技場、奈良市中央体育館、奈良市中央第二体育館、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市南部生涯スポーツセンター体育館、奈良市鴻ノ池球場、奈良市緑ヶ丘球場、奈良市柏木球技場、奈良市平城第一球技場、奈良市平城第二球技場、奈良市黒谷球技場、奈良市中ノ川球技場、奈良市奈良阪球技場、

奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場、奈良市南部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス、奈良市柏木コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市黒谷コート、奈良市鴻ノ池コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市南部生涯スポーツセンターコート、奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市青山プール、奈良市中央武道場、奈良市中央第二武道場、奈良市弓道場、奈良市鴻ノ池相撲場 以上34施設、利用者人数1,028,778人

(スポーツ普及振興事業・武道普及振興事業)

市民への体育・スポーツ・武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持・発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に施設運営を行った。またスポーツ・武道人口の拡大を図るために各種教室事業も行った。

スポーツ普及振興事業 開催回数1,020回 参加人数33,503人

武道普及振興事業 開催回数1,012回 参加人数32,538人

【まちづくり振興事業グループ】

(指定管理施設)

管理施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的な管理運営を行った。

奈良市ならまちセンター	入館者数	155,740人
奈良市音声館	入館者数	71,754人
なら工芸館	入館者数	47,571人
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	52,669人
奈良市ならまち格子の家	入館者数	82,914人
奈良市都祁交流センター	入館者数	13,144人
奈良市都祁体育館	利用者数	8,704人
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	1,387人
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	7,776人
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	50人
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	利用者数	144人

奈良市針テラス情報館

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

(ならまち振興事業)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び調査研究・広報啓発事業を実施した。

ならまち振興事業部門 文化振興・地域活性化・調査研究・広報啓発を目的とした各事業として、講座・展示会・わらべうたフェスタ・伝統文化鑑賞会・マップ制作などを実施し、受託事業として町家バンク・ナイトカルチャーを実施した。

開催回数97回 参加延べ人数41,085人

奈良市ならまちセンター 主催・地域との共催事業として野外コンサート・落語会・講座等を開催した。

開催回数37回 参加延べ人数8,489人

奈良市音声館 ならまちわらべうた教室・創作ミュージカル・わらべうた遊び講師派遣等を実施した。

開催回数452回 参加延べ人数5,644人

なら工芸館 工芸教室・工芸フェスティバル等を開催し、伝統工芸後継者育成制度による募集、審査、研修を実施した。

開催回数335回 参加延べ人数26,910人

入江泰吉記念奈良市写真美術館 展示会・写真教室、ワークショップ等による写真普及活動、収蔵フィルムの劣化抑制処理等を実施した。

開催回数115回 参加延べ人数50,183人

奈良市ならまち格子の家 来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）、「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、ならまち振興事業部門自主事業による伝統文化鑑賞会やパネル展等を実施した。

(都祁地域振興事業)

文化振興事業として、市民の文化芸術の振興と都祁地域や市街地住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種クラブ団体等による幅広い活用を図った。

奈良市都祁交流センター等3施設 開催回数58回 参加延べ人数918人
産業振興部門として、加工施設において特産品の製造や開発を行い、地域経済の発展につなげるため奈良市針テラス情報館内の農産物直売所「つげの畑高原屋」で地元農産物等とともに特産品の直売を行った。さらに奈良市・都祁地域の広報活動を行った。

つげの畑高原屋売上金額101,106千円 来客数85,094人

加工施設売上金額13,096千円 加工受託料収入金額10,016千円

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	134,192,739	4,176,477	130,016,262
現金	3,486,603	0	3,486,603
普通預金	128,278,564	4,176,477	124,102,087
郵便貯金	2,327,572	0	2,327,572
未収金	5,414,009	0	5,414,009
前払金	2,267,945	0	2,267,945
商品	3,200,599	0	3,200,599
売掛金	380,850	0	380,850
たな卸資産	1,219,542	0	1,219,542
流動資産合計	146,675,684	4,176,477	142,499,207
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000,000	3,000,000	47,000,000
基本財産合計	50,000,000	3,000,000	47,000,000
(2) 特定資産			
減価償却引当預金	2,645,071	0	2,645,071
書道芸術振興積立金	42,303,617	0	42,303,617
永年在会給付事業積立預金	18,901,742	0	18,901,742
運営基金積立準備預金	6,382,291	0	6,382,291
共済事業引当預金	4,581,173	0	4,581,173
記念事業費積立預金	4,089,263	0	4,089,263
特定資産合計	78,903,157	0	78,903,157
(3) その他固定資産			
車両運搬具	182,543	0	182,543
什器備品	257,811	375,060	△ 117,249
その他固定資産合計	440,354	375,060	65,294
固定資産合計	129,343,511	3,375,060	125,968,451
資産合計	276,019,195	7,551,537	268,467,658
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	735,602	0	735,602
未払金	47,707,974	2,471,802	45,236,172
前受金	2,933,100	0	2,933,100
預り金	71,694,844	203,665	71,491,179
短期借入金	0	1,500,000	△ 1,500,000
流動負債合計	123,071,520	4,175,467	118,896,053
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	123,071,520	4,175,467	118,896,053

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	95,503,617	3,000,000	92,503,617
指定正味財産合計	95,503,617	3,000,000	92,503,617
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(3,000,000)	(47,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(42,303,617)	(0)	(42,303,617)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	57,444,058	376,070	57,067,988
(うち特定資産への充当額)	(36,599,540)	(0)	(36,599,540)
正味財産合計	152,947,675	3,376,070	149,571,605
負債及び正味財産合計	276,019,195	7,551,537	268,467,658

収 支 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	15,000	38,723	△ 23,723	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	8,000	2,506	5,494	
③ 受取入会金				
受取入会金	195,000	214,000	△ 19,000	
④ 受取会費				
受取会費	37,906,000	38,275,600	△ 369,600	
⑤ 事業収益				
入場料収益	58,729,000	39,801,640	18,927,360	
観覧料収益	500,000	103,000	397,000	
共催金収益	8,487,000	7,279,600	1,207,400	
受講料収益	83,826,000	65,854,024	17,971,976	
協賛金収益	1,000,000	1,025,000	△ 25,000	
参加費収益	1,222,000	1,395,200	△ 173,200	
小売業収益	51,427,000	41,293,029	10,133,971	
食料品製造業収益	26,800,000	26,459,868	340,132	
受取手数料	260,000	249,130	10,870	
農地管理事業収益	93,000	89,532	3,468	
その他収益	400,000	326,201	73,799	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,242,415,000	1,212,685,415	29,729,585	
受取地方公共団体補助金	130,000,000	106,017,823	23,982,177	
事業受託収益	17,900,000	17,181,355	718,645	
受取民間助成金	8,138,000	5,100,000	3,038,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	39,052,000	31,348,685	7,703,315	
⑧ 受取寄付金				
受取寄付金	65,840,000	61,786,264	4,053,736	
⑨ 雑収益				
受取利息	122,000	56,956	65,044	
雑収益	6,492,000	9,174,788	△ 2,682,788	
経常収益計	1,780,827,000	1,665,758,339	115,068,661	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	60,000	28,000	32,000	
給料手当	588,129,000	572,311,993	15,817,007	
臨時雇賃金	37,662,000	34,051,744	3,610,256	
福利厚生費	104,632,000	98,456,201	6,175,799	
旅費交通費	2,443,000	1,683,990	759,010	
通信運搬費	10,881,000	9,633,519	1,247,481	
減価償却費	598,000	443,211	154,789	
消耗什器備品費	2,134,000	1,688,649	445,351	
消耗品費	37,864,000	27,340,955	10,523,045	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
修繕費	14,009,000	13,501,468	507,532	
印刷製本費	22,405,000	14,819,246	7,585,754	
燃料費	3,088,000	2,934,950	153,050	
光熱水料費	249,966,000	248,972,539	993,461	
賃借料	47,529,000	42,233,602	5,295,398	
保険料	9,553,000	8,484,909	1,068,091	
諸謝金	44,906,000	39,495,648	5,410,352	
租税公課	3,560,000	2,479,321	1,080,679	
支払負担金	4,069,000	3,765,023	303,977	
支払助成金	67,631,000	55,663,297	11,967,703	
支払寄付金	2,598,000	2,597,350	650	
委託費	364,519,000	343,324,696	21,194,304	
会議費	314,000	126,073	187,927	
支払手数料	11,771,000	7,750,672	4,020,328	
広告宣伝費	3,764,000	2,278,500	1,485,500	
仕入	5,212,000	2,010,870	3,201,130	
材料費	25,613,000	21,154,435	4,458,565	
製造経費	9,350,000	8,507,025	842,975	
原材料費	1,106,000	1,095,050	10,950	
医薬材料費	1,100,000	1,016,110	83,890	
雑費	2,117,000	340,290	1,776,710	
② 管理費				
役員報酬	6,368,000	1,588,780	4,779,220	
給料手当	27,518,000	20,594,917	6,923,083	
臨時雇賃金	2,759,000	1,677,880	1,081,120	
福利厚生費	6,049,000	3,933,207	2,115,793	
旅費交通費	175,000	64,840	110,160	
通信運搬費	623,000	207,748	415,252	
減価償却費	235,000	234,412	588	
消耗什器備品費	400,000	277,620	122,380	
消耗品費	1,179,000	1,109,924	69,076	
印刷製本費	2,684,000	2,514,645	169,355	
燃料費	34,000	4,366	29,634	
賃借料	3,275,000	3,274,631	369	
保険料	39,000	39,000	0	
諸謝金	720,000	698,000	22,000	
租税公課	169,000	168,500	500	
支払負担金	102,000	37,000	65,000	
支払手数料	436,000	84,445	351,555	
交際費	100,000	0	100,000	
委託費	7,685,000	3,991,100	3,693,900	
経常費用計	1,739,133,000	1,608,690,351	130,442,649	
評価損益等調整前当期経常増減額	41,694,000	57,067,988	△ 15,373,988	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	41,694,000	57,067,988	△ 15,373,988	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益	90,000	0	90,000	
経常外収益計	90,000	0	90,000	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	90,000	0	90,000	
税引前当期一般正味財産増減額	41,784,000	57,067,988	△ 15,283,988	
当期一般正味財産増減額	41,784,000	57,067,988	△ 15,283,988	
一般正味財産期首残高	412,000	376,070	35,930	
一般正味財産期末残高	42,196,000	57,444,058	△ 15,248,058	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
① 受取寄付金				
受取寄付金	97,654,000	101,149,430	△ 3,495,430	
② 一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	8,350,000	8,645,813	△ 295,813	
当期指定正味財産増減額	89,304,000	92,503,617	△ 3,199,617	
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0	
指定正味財産期末残高	92,304,000	95,503,617	△ 3,199,617	
Ⅲ 正味財産期末残高	134,500,000	152,947,675	△ 18,447,675	

正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	38,723	364	38,359
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	2,506	0	2,506
③ 受取入会金			
受取入会金	214,000	0	214,000
④ 受取会費			
受取会費	38,275,600	0	38,275,600
⑤ 事業収益			
入場料収益	39,801,640	0	39,801,640
観覧料収益	103,000	0	103,000
共催金収益	7,279,600	0	7,279,600
受講料収益	65,854,024	0	65,854,024
協賛金収益	1,025,000	0	1,025,000
参加費収益	1,395,200	0	1,395,200
小売業収益	41,293,029	0	41,293,029
食料品製造業収益	26,459,868	0	26,459,868
受取手数料	249,130	0	249,130
農地管理事業収益	89,532	0	89,532
その他収益	326,201	0	326,201
⑥ 受取補助金等			
受取指定管理料	1,212,685,415	0	1,212,685,415
受取地方公共団体補助金	106,017,823	9,996,645	96,021,178
事業受託収益	17,181,355	0	17,181,355
受取民間助成金	5,100,000	0	5,100,000
⑦ 受取負担金			
受取負担金	31,348,685	0	31,348,685
⑧ 受取寄付金			
受取寄付金	61,786,264	0	61,786,264
⑨ 雑収益			
受取利息	56,956	646	56,310
雑収益	9,174,788	0	9,174,788
経常収益計	1,665,758,339	9,997,655	1,655,760,684
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	28,000	0	28,000
給料手当	572,311,993	0	572,311,993
臨時雇賃金	34,051,744	0	34,051,744

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
福利厚生費	98,456,201	0	98,456,201
旅費交通費	1,683,990	0	1,683,990
通信運搬費	9,633,519	0	9,633,519
減価償却費	443,211	0	443,211
消耗什器備品費	1,688,649	0	1,688,649
消耗品費	27,340,955	0	27,340,955
修繕費	13,501,468	0	13,501,468
印刷製本費	14,819,246	0	14,819,246
燃料費	2,934,950	0	2,934,950
光熱水料費	248,972,539	0	248,972,539
賃借料	42,233,602	0	42,233,602
保険料	8,484,909	0	8,484,909
諸謝金	39,495,648	0	39,495,648
租税公課	2,479,321	0	2,479,321
支払負担金	3,765,023	0	3,765,023
支払助成金	55,663,297	0	55,663,297
支払寄付金	2,597,350	0	2,597,350
委託費	343,324,696	0	343,324,696
会議費	126,073	0	126,073
支払手数料	7,750,672	0	7,750,672
広告宣伝費	2,278,500	0	2,278,500
仕入	2,010,870	0	2,010,870
材料費	21,154,435	0	21,154,435
製造経費	8,507,025	0	8,507,025
原材料費	1,095,050	0	1,095,050
医薬材料費	1,016,110	0	1,016,110
雑費	340,290	0	340,290
② 管理費			
役員報酬	1,588,780	2,110,480	△ 521,700
給料手当	20,594,917	4,481,438	16,113,479
臨時雇賃金	1,677,880	0	1,677,880
福利厚生費	3,933,207	986,123	2,947,084
旅費交通費	64,840	1,650	63,190
通信運搬費	207,748	21,400	186,348
減価償却費	234,412	98,700	135,712
消耗什器備品費	277,620	0	277,620
消耗品費	1,109,924	282,324	827,600
印刷製本費	2,514,645	0	2,514,645
燃料費	4,366	0	4,366
賃借料	3,274,631	578,350	2,696,281
保険料	39,000	0	39,000
諸謝金	698,000	72,000	626,000
租税公課	168,500	26,000	142,500
支払負担金	37,000	2,400	34,600
支払手数料	84,445	78,720	5,725
委託費	3,991,100	882,000	3,109,100

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経常費用計	1,608,690,351	9,621,585	1,599,068,766
評価損益等調整前当期経常増減額	57,067,988	376,070	56,691,918
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	57,067,988	376,070	56,691,918
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	57,067,988	376,070	56,691,918
当期一般正味財産増減額	57,067,988	376,070	56,691,918
一般正味財産期首残高	376,070	0	376,070
一般正味財産期末残高	57,444,058	376,070	57,067,988
II 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金			
受取寄付金	101,149,430	3,000,000	98,149,430
② 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	8,645,813	0	8,645,813
当期指定正味財産増減額	92,503,617	3,000,000	89,503,617
指定正味財産期首残高	3,000,000	0	3,000,000
指定正味財産期末残高	95,503,617	3,000,000	92,503,617
III 正味財産期末残高	152,947,675	3,376,070	149,571,605

財 産 目 録

平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金	額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	3,586,603		
普通預金			
南都銀行	120,246,995		
奈良県農業協同組合	7,942,739		
ゆうちょ銀行	2,416,402		
未収金	5,414,009		
前払金	2,267,945		
商品	3,200,599		
売掛金	380,850		
たな卸資産	1,219,542		
流動資産合計		146,675,684	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金			
南都銀行	10,000,000		
近畿労働金庫	10,000,000		
奈良県農業協同組合	10,000,000		
奈良信用金庫	10,000,000		
ゆうちょ銀行	10,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2) 特定資産			
減価償却引当預金	2,645,071		
書道芸術振興積立金	42,303,617		
永年在会給付事業積立預金	18,901,742		
運営基金積立準備預金	6,382,291		
共済事業引当預金	4,581,173		
記念事業費積立預金	4,089,263		
特定資産合計	78,903,157		
(3) その他固定資産			
車両運搬具	182,543		
什器備品	257,811		
その他の固定資産	0		
その他固定資産合計	440,354		
固定資産合計		129,343,511	
資産合計			276,019,195

(単位：円)

科 目	金 額		
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	735,602		
未払金	47,707,974		
前受金	2,933,100		
預り金	71,694,844		
流動負債合計		123,071,520	
2. 固定負債			
その他の固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			123,071,520
正味財産			152,947,675

役 員

(平成25年3月31日現在)

理事 (理事長)	津 山 恭 之	(非常勤)
理事 (副理事長)	福 井 重 忠	(非常勤)
理事 (専務理事)	西久保 繁 巳	(非常勤)
理 事	金 春 康 之	(非常勤)
理 事	松 山 隆	(非常勤)
理 事	佐 伯 加 代 子	(非常勤)
理 事	向 井 良 子	(非常勤)
理 事	末 廣 隆	(非常勤)
理 事	新 司 正 人	(非常勤)
理 事	森 本 哲 次	(非常勤)
理 事	田 村 隆 嗣	(非常勤)
理 事	喜 多 義 嗣	(非常勤)
理 事	森 誠 康	(非常勤)
監 事	岡 本 善 英	(非常勤)
監 事	竹 本 尚 史	(非常勤)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成24年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成24年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

平成24年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

平成24年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事業名	金額
4. 衛生費			6,000 ^{千円}
	3. 清掃費	工場維持補修経費	6,000
合		計	6,000

1. 一般会計

(1) 繰越明許費

(1. 追加分)

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
4. 衛生費	3. 清掃費	工場維持補修経費	556,000	6,000

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年5月22日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

平成25年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,469,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		21,421,382 ^{千円}	7,558 ^{千円}	21,428,940 ^{千円}
	2. 国庫補助金	920,468	6,000	926,468
	3. 国庫委託金	113,211	1,558	114,769
16. 県支出金		5,804,165	23,193	5,827,358
	2. 県補助金	1,361,175	23,193	1,384,368
歳入合計		123,438,462	30,751	123,469,213

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		49,954,267 ^{千円}	6,000 ^{千円}	49,960,267 ^{千円}
	3. 生活保護費	13,225,359	6,000	13,231,359
6. 農林水産業費		476,894	4,000	480,894
	1. 農林費	476,894	4,000	480,894
7. 商工費		1,551,202	9,907	1,561,109
	1. 商工費	1,551,202	9,907	1,561,109
8. 観光費		1,167,652	9,286	1,176,938
	1. 観光費	1,167,652	9,286	1,176,938
11. 教育費		11,160,300	1,558	11,161,858
	1. 教育総務費	2,718,375	1,558	2,719,933
歳出合計		123,438,462	30,751	123,469,213

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年5月22日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ610,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸 収 入		13,740 ^{千円}	610,002 ^{千円}	623,742 ^{千円}
	1. 雑 入	13,740	610,002	623,742
歳 入 合 計		20,000	610,002	630,002

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		— ^{千円}	610,002 ^{千円}	610,002 ^{千円}
	1. 繰上充用金	—	610,002	610,002
歳 出 合 計		20,000	610,002	630,002

1. 一 般 会 計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		21,421,382	7,558	21,428,940
16 県支出金		5,804,165	23,193	5,827,358
	歳入合計	123,438,462	30,751	123,469,213

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	49,954,267	6,000	49,960,267	6,000			-
6 農林水産業費	476,894	4,000	480,894	4,000			-
7 商工費	1,551,202	9,907	1,561,109	9,907			-
8 観光費	1,167,652	9,286	1,176,938	9,286			-
11 教育費	11,160,300	1,558	11,161,858	1,558			-
歳出合計	123,438,462	30,751	123,469,213	30,751			-

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	568,813	6,000	574,813	生活保護総務 費補助金	6,000	生活保護安定運営対策等事業費補助金
計	920,468	6,000	926,468			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費国庫委託金	2,830	1,558	4,388	1 教育振興費委託金	1,558	日本・ユネスコパートナーシップ事業委託金
計	113,211	1,558	114,769			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 労働費県補助金	187,480	23,193	210,673	1 労働諸費補助金	23,193	緊急雇用創出事業補助金	
計	1,361,175	23,193	1,384,368				

第16款 県支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護給付 費	655,359	6,000	661,359	特定財源 6,000 (内訳) 国庫支出金 6,000	13 委託料	6,000	生活保護安定運営対策等事業経費
計	13,225,359	6,000	13,231,359	特定財源 6,000 一般財源 0			

第3款 民生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	131,248	4,000	135,248	4,000 特定財源 (内訳) 県支出金 4,000	13 委託料	4,000	特産団地育成経費
計	476,894	4,000	480,894	4,000 特定財源 一般財源 0			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	93,087	9,907	102,994	9,907 特定財源 (内訳) 県支出金 9,907	13 委託料	9,907	中小企業振興対策経費
計	1,551,202	9,907	1,561,109	特定財源 9,907 一般財源 0			

第7款 商工費

第 8 款 観光費

第 1 項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光振興費	613,235	9,286	622,521	9,286 特定財源 (内訳) 県支出金 9,286	13 委託料	9,286	針テララス運営管理経費
計	1,167,652	9,286	1,176,938	9,286 特定財源 一般財源 0			

第8款 観光費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,269,835	1,558	1,271,393	1,558	4 共済費 7 賃金 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 19 負担金補助及 び交付金	42 262 180 832 195 46 1	世界遺産学習推進経費
計	2,718,375	1,558	2,719,933	特定財源 1,558 (内訳) 国庫支出金			
計	2,718,375	1,558	2,719,933	特定財源 1,558 一般財源 0			

第11款 教育費

1. 総括
 2. 住宅新築資金等貸付金特別会計
 (1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	13,740	610,002	623,742
歳入合計	20,000	610,002	630,002

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特	定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
3 繰上充用金	—	610,002	610,002		610,002	—		
歳出合計	20,000	610,002	630,002		610,002	—		

2. 歳入
第2款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 回収管理組合返戻金	13,740	610,002	623,742	元利金返戻金	610,002	滞納繰越分
計	13,740	610,002	623,742			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出
第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	の内訳	節		説明
						区分	金額	
1 繰上充用金	—	610,002	610,002	特定財源 (内訳) 諸収入	610,002	22 補償補填及び 賠償金	610,002	住宅新築資金等貸付金繰上充用金
計	—	610,002	610,002	特定財源 一般財源	610,002			

住宅新築資金等貸付金特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計							特別会計
	民生費	農林水産業費	商工費	観光費	教育費	合計	住宅新築資金 等貸付金	
物件費	6,000	4,000	9,907	9,286	1,377	30,570		
補助費等					181	181		
繰上充用金							610,002	
計	6,000	4,000	9,907	9,286	1,558	30,751	610,002	

物件費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

節 会計 及び教	共 済 費	賃 費	金 旅	費 需 用	費	細 節			役 務 費	細 節 通 信 運 搬 費	委 託 料	計
						消 耗 品 費	食 糧 費	印 刷 製 本 費				
民 生 費											6,000	6,000
農 林 水 産 業 費											4,000	4,000
商 工 費											9,907	9,907
観 光 費											9,286	9,286
教 育 費	42		262	832	195	96	6	93	46			1,377
一 般 会 計 合 計	42		262	832	195	96	6	93	46		29,193	30,570

その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 会計及び教	報 償 費	負 担 金 補 助 及 交 付 金	補 償 補 填 及 賠 償 金	計
教 育 費	180	1		181
一 般 会 計 合 計	180	1		181
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金			610,002	610,002

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年4月18日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月7日午後1時頃、奈良市右京一丁目地内において発生した、市道の穴ばこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤとホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 20,853円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年4月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年1月18日午前11時10分頃、奈良市西登美ヶ丘八丁目地内において発生した、本市の公用車が散歩中の歩行者に接触した事故の物件損害について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 230,445円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年4月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年3月18日午前8時10分頃、奈良市中山町西一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 220,482円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年4月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年2月25日午前9時40分頃、奈良市敷島町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ集積場の扉を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 24,150円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年5月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年4月4日午前10時17分頃、奈良市藤ノ木台一丁目地内において、相手方の普通自動車が生野の路面のアスファルトが円形状に剥がれた箇所を通過した際、破片を右側の前輪に巻き込み車体を損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 238,528円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1 財産の取得について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年3月25日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 財産の取得について

平成25年度奈良市水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,921,000千円	△4,618千円	7,916,382千円
第2項 営業外費用	763,623千円	△4,618千円	759,005千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,060,000千円」を「不足する額3,062,252千円」に、「当年度分損益勘定留保資金994,974千円」を「当年度分損益勘定留保資金997,226千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,751,000千円	186,600千円	1,937,600千円
第1項 企業債	500,000千円	186,600千円	686,600千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,811,000千円	188,852千円	4,999,852千円
第5項 企業債償還金	2,258,932千円	62,561千円	2,321,493千円
第6項 長期割賦金	1,085,792千円	126,291千円	1,212,083千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額を次のように改める。

補 正 前		補 正 後	
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 目 的	限 度 額
建設改良費に充当	千円 500,000	建設改良費に充当	千円 500,000
—	—	水資源機構割賦負担金の繰上償還に充当	186,600
計	500,000	計	686,600

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成 2 5 年度 奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

1. 平成 2 5 年度 奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）資金計画

1. 平成 2 5 年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第 1 号）

1. 平成 2 5 年度 奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）参考書

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			7,921,000	△4,618	7,916,382	
	2. 営業外費用		763,623	△4,618	759,005	
		1. 支払利息	331,586	931	332,517	
		2. ダム負担金	232,028	△5,549	226,479	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			1,751,000	186,600	1,937,600	
	1. 企業債		500,000	186,600	686,600	
		1. 企業債	500,000	186,600	686,600	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			4,811,000	188,852	4,999,852	
	5. 企業債償還金		2,258,932	62,561	2,321,493	
		1. 企業債償還金	2,258,932	62,561	2,321,493	
	6. 長期割賦金		1,085,792	126,291	1,212,083	
		1. 長期割賦金	1,085,792	126,291	1,212,083	

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）資金計画

（単位：千円）

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	16,095,674	186,600	16,282,274	
2. 企 業 債	500,000	186,600	686,600	
支 払 資 金	14,744,097	184,234	14,928,331	
1. 水道事業費用	4,874,827	△4,618	4,870,209	
6. 企業債償還金	2,258,932	62,561	2,321,493	
7. 長期割賦金	1,085,792	126,291	1,212,083	
差 引	1,351,577	2,366	1,353,943	

平成25年度奈良市水道事業補正
 予定貸借対照表（第1号）

（単位：千円）

借 方				貸 方			
科 目	既決予定額	補正予定額	計	科 目	既決予定額	補正予定額	計
2. 流動 資 産	2,115,677	2,366	2,118,043	3. 固 定 負 債	5,982,484	△122,613	5,859,871
(1) 現 金 預 金	1,351,577	2,366	1,353,943	(2) 長 期 未 払 割賦金	5,482,484	△122,613	5,359,871
				5. 資本金	21,281,692	124,039	21,405,731
				(2) 借 入 資本金	14,740,023	124,039	14,864,062
				6. 剰余金	66,757,083	940	66,758,023
				(2) 欠損金	97,182	△940	96,242
				当年度 未処理 欠損金	97,182	△940	96,242
計	94,517,502	2,366	94,519,868	計	94,517,502	2,366	94,519,868

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 水道事業 費 用				7,921,000	△4,618	7,916,382		
	2. 営業外 費 用			763,623	△4,618	759,005		
		1. 支払利息			331,586	931	332,517	
			(46) 企業債利息			331,402	931	332,333
		2. ダム負担金			232,028	△5,549	226,479	
			(48) ダム負担金			232,028	△5,549	226,479

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資 本 的 収 入				1,751,000	186,600	1,937,600		
	1. 企 業 債			500,000	186,600	686,600		
		1. 企 業 債			500,000	186,600	686,600	
			(1) 企 業 債			500,000	186,600	686,600

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資 本 的 支 出				4,811,000	188,852	4,999,852		
	5. 企 業 債 還 金			2,258,932	62,561	2,321,493		
		1. 企 業 債 還 金			2,258,932	62,561	2,321,493	
			(54) 企 業 債 還 金			2,258,932	62,561	2,321,493
	6. 長 割 賦 期 金				1,085,792	126,291	1,212,083	
		1. 長 割 賦 期 金			1,085,792	126,291	1,212,083	
(56) ダ ム 負 担 金 償 還 金					1,085,792	126,291	1,212,083	

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	375,200千円	△946千円	374,254千円
第2項 営業外費用	82,604千円	△946千円	81,658千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた「第1項 負担金」を「第2項 負担金」に、「第2項 分担金」を「第3項 分担金」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	260,600千円	38,200千円	298,800千円
第1項 企業債	-千円	38,200千円	38,200千円
	支	出	
第1款 資本的支出	257,800千円	38,688千円	296,488千円
第2項 企業債償還金	192,561千円	12,800千円	205,361千円
第3項 長期割賦金	64,973千円	25,888千円	90,861千円

（企業債）

第4条 予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを一条ずつ繰り下げ、第4条の2の次に次の一条を加える。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水資源機構割賦負担金の繰上償還に充当	千円 38,200	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）資金計画

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第 1 号）

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 1 号）参考書

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			375,200	△946	374,254	
	2. 営業外費用		82,604	△946	81,658	
		1. 支払利息	67,444	191	67,635	
		2. ダム負担金	6,506	△1,137	5,369	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			260,600	38,200	298,800	
	1. 企業債		—	38,200	38,200	
		1. 企業債	—	38,200	38,200	

(注) 「第1項 負担金」、「第2項 分担金」を「第2項 負担金」、「第3項 分担金」に改める。

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			257,800	38,688	296,488	
	2. 企業債償還金		192,561	12,800	205,361	
		1. 企業債償還金	192,561	12,800	205,361	
	3. 長期割賦金		64,973	25,888	90,861	
		1. 長期割賦金	64,973	25,888	90,861	

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）資金計画

（単位：千円）

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	505,000	38,200	543,200	
2. 企 業 債	—	38,200	38,200	
支 払 資 金	481,877	37,742	519,619	
1. 水道事業費用	201,677	△946	200,731	
3 企業債償還金	192,561	12,800	205,361	
4. 長期割賦金	64,973	25,888	90,861	
差 引	23,123	458	23,581	

（注）受入資金の2項目から6項目までを1項目ずつ繰り下げる。

平成25年度奈良市都祁水道事業
補正予定貸借対照表（第1号）

（単位：千円）

借 方				貸 方			
科 目	既決予定額	補正予定額	計	科 目	既決予定額	補正予定額	計
2. 流動 資 産	24,123	458	24,581	3. 固 定 負 債	106,548	△25,134	81,414
(1) 現 金 預 金	23,123	458	23,581	(2) 長 期 未 払 割賦金	66,548	△25,134	41,414
				5. 資本金	3,265,874	25,400	3,291,274
				(2) 借 入 資本金	3,247,259	25,400	3,272,659
				6. 剰余金	3,395,491	192	3,395,683
				(2) 欠損金	184,773	△192	184,581
				当年度 未処理 欠損金	184,773	△192	184,581
計	6,790,313	458	6,790,771	計	6,790,313	458	6,790,771

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 水道事業費				375,200	△946	374,254		
	2. 営業外用費			82,604	△946	81,658		
		1. 支払利息			67,444	191	67,635	
			(46) 企業債利息		67,444	191	67,635	
		2. ダム負担金			6,506	△1,137	5,369	
			(48) ダム負担金		6,506	△1,137	5,369	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資 本 的 収 入				260,600	38,200	298,800		
	1. 企 業 債			—	38,200	38,200		
		1. 企 業 債			—	38,200	38,200	
			(1) 企 業 債			—	38,200	38,200

(注)「第1項 負担金」、「第2項 分担金」を「第2項 負担金」、「第3項 分担金」に改める。

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資 本 的 支 出				257,800	38,688	296,488		
	2. 企 業 債 還 金			192,561	12,800	205,361		
		1. 企 業 債 還 金			192,561	12,800	205,361	
			(54) 企 業 債 還 金			192,561	12,800	205,361
	3. 長 割 賦 期 金				64,973	25,888	90,861	
		1. 長 割 賦 期 金			64,973	25,888	90,861	
			(56) ヲム 負 担 債 還 金			64,973	25,888	90,861

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成8年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。

（提案理由）

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された他の地方自治体等の職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給しようとするものである。

(参考)

災害派遣手当等の支給に関する条例（抄）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第159項を第161項とし、第158項の次に次のように加える。

159	指定介護療養型 医療施設指定更 新申請手数料	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 13,000円
160	指定介護療養型 医療施設指定変 更申請手数料	旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）に対する審査	1件につき 18,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定介護療養型医療施設の指定の更新申請及び変更申請に係る手数料を新たに設けようとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第60条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第127条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第47条の3」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下

この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第47条の3に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、当該」を「到来する場合における当該」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第26条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第28条の6の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災

害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第25条、第26条、第27条又は第28条の規定を適用する。

附則第25条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第26条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第27条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第28条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第28条の6の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第25条、第26条、第27条又は第28条の規定を適用する。

附則第28条の7第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項まで」を「第13条の2第1項から第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第28条の9の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

第28条の10 法附則第15条第37項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第34条中「附則第29条第4項及び第5項」を「附則第29条第4項及び第5項並びに第30条」に改め、「、附則第30条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に」を削る。

附則第35条中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条第1項、第4条の2、第7条の4、第26条第3項及び第28条の6の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第7条の3の2第1項及び第28条の7の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第28条の6の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第28条の7の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第28条の10の規定は、平成25年4月1日以後に締結される新法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第37項若しくは第38項」とあるのは、「若しくは第37項」とする。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

(参考)

奈良市税条例（抄）

第24条の2（寄附金税額控除）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第60条（固定資産税の納税義務者等）

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることと

なつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

第127条（特別土地保有税の納税義務者等）

4 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

附 則

（延滞金の割合の特例）

第3条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第3項、第46条第2項、第47条の3、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項（第136条の7において準用する場合を含む。）、第136条第2項（第136条の7において準用する場合を含む。）、第154条第4項及び第158条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項又は附則第28条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第26条（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民

税の課税の特例)

- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第28条の6の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災

（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第25条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第26条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第27条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第28条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第25条から附則第28条までの規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第28条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

第34条 附則第29条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第29条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第29条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第29条第4項及び第5項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第30条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第30条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第30条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第31条及び第32条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第32条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

第35条 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。

奈良市共同浴場条例の一部改正について

奈良市共同浴場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 5 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和 3 9 年奈良市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表奈良市杏南共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

杏南共同浴場の指定管理者である杏南町自治会から同浴場の閉鎖の申出があり、利用者の減少等を勘案し、廃止しようとするものである。

(参考)

奈良市共同浴場条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市杏南共同浴場	奈良市杏町85番地

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 5 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和 6 0 年奈良市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 投てき練習場の項の次に次のように加える。

多 目 的 広 場	独 占 使 用	1, 8 0 0	2, 4 0 0	4, 8 0 0
	個人使用（1 人当たり）	1 5 0	2 0 0	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

鴻ノ池陸上競技場の附属施設として新設する多目的広場の使用料を新たに加えるものである。

奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 25 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成 22 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第 2 に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none">1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表 1 に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表 1 に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること（地上階数が 3 以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。）。4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと（地上階数が 3 以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。）。5 塀、フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶
----------------	---

	<p>色又は建築物と調和した同系色とすること（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。）。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、B地区における各屋外広告物の表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。</p>
--	--

別表第2の付表1の建築物の屋根の表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域の項中「及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域」を「、東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域及び鶴舞東町地区地区整備計画区域」に改める。

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表を次のように改める。

建築物の外壁又はこれに代わる柱

地区整備計画区域・計画地区	建築物の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	全ての建築物	0.1RP~10.0RP	2以上8未満	2
			8以上	1
		0.1R~5.0R	2以上8未満	2
			8以上	1
			5.0R~10.0R	2以上7未満
		7以上8未満		3
		8以上		1
		0.1YR~10.0YR	2以上3未満	3
			3以上5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
		0.1Y~5.0Y	2以上3未満	2
			3以上4未満	4
4以上7未満	6			

			7 以上 8 未満	4
			8 以上 9 未満	3
			9 以上	2
		5.0Y~10.0Y	2 以上 3 未満	2
			3 以上 8 未満	3
			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		0.1GY~10.0GY	2 以上 8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		無彩色	1 以上 9.5 未満	—
二名三丁目地区 整備計画区域、 秋篠町地区整備 計画区域、赤膚 町地区整備計画 区域、北登美ヶ 丘生活拠点地区 地区整備計画区 域、宝来町地区 整備計画区域及 び東登美ヶ丘五 丁目地区整備計 画区域	全ての建 築物	0.1RP~10.0RP	2 以上 8 未満	2
			8 以上	1
		0.1R~5.0R	2 以上 8 未満	2
			8 以上	1
		5.0R~10.0R	2 以上 7 未満	4
			7 以上 8 未満	3
			8 以上	1
		0.1YR~10.0YR	2 以上 3 未満	3
			3 以上 5 未満	6
			5 以上 6 未満	4
			6 以上 7 未満	3
			7 以上 8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		0.1Y~5.0Y	2 以上 3 未満	2
			3 以上 4 未満	4
			4 以上 7 未満	6
			7 以上 8 未満	4
			8 以上 9 未満	3
			9 以上	2
		5.0Y~10.0Y	2 以上 3 未満	2
3 以上 8 未満	3			

			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		0.1GY~10.0GY	2 以上 8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		無彩色	9 以下	—
鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	0.1RP~10.0RP	2 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		0.1R~4.5R未満	2 以上 7 未満	4
			7 以上 8 未満	3
			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		4.5R~5.5R未満	2 以上 3 未満	4
			3 以上 4 未満	8
			4 以上 7 未満	4
			7 以上 8 未満	3
			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		5.5R~10.0R	2 以上 7 未満	4
			7 以上 8 未満	3
			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		0.1YR~10.0YR	2 以上 3 未満	3
			3 以上 5 未満	6
			5 以上 6 未満	4
			6 以上 7 未満	3
			7 以上 8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		0.1Y~5.0Y未満	2 以上 3 未満	2
			3 以上 4 未満	4
4 以上 7 未満	6			
7 以上 8 未満	4			

		8 以上 9 未満	3
		9 以上	2
	5.0Y~10.0Y	2 以上 3 未満	2
		3 以上 8 未満	3
		8 以上 9 未満	2
		9 以上	1
	0.1GY~10.0GY	2 以上 8 未満	2
		8 以上 9 未満	1
	0.1G~10.0G	2 以上 7 未満	2
		7 以上 9 未満	1
	0.1BG~10.0BG	2 以上 7 未満	2
		7 以上 9 未満	1
	0.1B~10.0B	2 以上 8 未満	2
		8 以上	1
	0.1PB~4.5PB未満	2 以上	2
	4.5PB~5.5PB未満	2 以上 3 未満	8
		3 以上 4 未満	6
		4 以上	2
	5.5PB~10.0PB	2 以上	2
	0.1P~10.0P	2 以上 9 未満	2
	無彩色	9 以下	—
地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅以外の建築物	0.1RP~10.0RP	2 以上 9 未満	2
		9 以上	1
	0.1R~4.5R未満	2 以上 7 未満	4
		7 以上 8 未満	3
		8 以上 9 未満	2
		9 以上	1
	4.5R~5.5R未満	2 以上 3 未満	4
		3 以上 4 未満	8
		4 以上 7 未満	4
		7 以上 8 未満	3

		8 以上 9 未満	2
		9 以上	1
	5.5R～10.0R	2 以上 7 未満	4
		7 以上 8 未満	3
		8 以上 9 未満	2
		9 以上	1
		0.1YR～10.0Y R	2 以上 3 未満
	3 以上 5 未満		6
	5 以上 6 未満		4
	6 以上 7 未満		3
	7 以上 8 未満		2
	8 以上 9 未満		1
	0.1Y～5.0Y未満	2 以上 3 未満	2
		3 以上 4 未満	4
		4 以上 7 未満	6
		7 以上 8 未満	4
		8 以上 9 未満	3
		9 以上	2
	5.0Y～10.0Y	2 以上 3 未満	2
		3 以上 8 未満	3
		8 以上 9 未満	2
		9 以上	1
	0.1GY～10.0GY	2 以上 8 未満	2
		8 以上 9 未満	1
	無彩色	9 以下	—

別表第2の付表2に次のように加える。

鶴舞東町地区 地区整備計画 区域	全広 告物 に 関 する 事 項	用 途 等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は設置するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを設置する物件に限る。
		位 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地境界線を越えて設置できない。 2 交差点から5メートル以内には設置できない。ただし、建築物等を利用するものを除く。 3 地区の北側、東側及び南側の隣接地に向かって設置できない。
		照 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。
		色 彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、9.0以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。
	屋上広告物	設置できない。	
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁面に直接塗装するものは、設置できない。 2 3階以上に設置するものについては、切り文字形式とする。 3 屋根、パラペット等には設置できない。 4 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。 5 突き出し形状は、設置できない。 6 枠付き広告幕は、設置できない。 7 窓のガラス面へは、設置できない。ただし、ガラスのデザインで表示するもの及びショーウィンドウを除く。 8 設置個数は、複数テナントであっても1壁面に3箇所までとする。 		

塀垣広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 切り文字形式に限る。 2 突き出し形状は、設置できない。 3 壁面に直接塗装するものは、設置できない。 	
広告塔	A地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 できるだけ集合化及びデザイン化を図ること。 2 1敷地に2基までとし、高さは、8メートル以下とする。 3 1基当たりの総表示面積は、20平方メートル以下とし、1面の表示面積は、10平方メートル以下とする。 4 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
	B地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 できるだけ集合化及びデザイン化を図ること。 2 1敷地に2基までとし、高さは、8メートル以下とする。 3 1基当たりの総表示面積は、6平方メートル以下とする。 4 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広告板	A地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 できるだけ集合化を図ること。 2 1敷地に1基までとし、表示面積は、10平方メートル以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
	B地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 できるだけ集合化を図ること。 2 1敷地に1基までとし、表示面積は、6平方メートル以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広告幕 気球広告物 はり札 はり紙 立看板	イベント時のみの設置とし、イベント終了後は、速やかに撤去する（地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。）。	

	アーチ広告物 電柱広告物	設置できない。
--	-----------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物等の形態意匠の制限を適用する区域に鶴舞東町地区地区整備計画区域を追加しようとするものである。

(参考)

奈良市地区計画形態意匠条例（抄）

別表第2の付表1

建築物の屋根

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)

建築物の外壁又はこれに代わる柱

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	0.1R P～10.0R P	2以上8未満	2
		8以上	1
	0.1R～5.0R	2以上8未満	2
		8以上	1
	5.0R～10.0R	2以上7未満	4
		7以上8未満	3
		8以上	1
	0.1Y R～10.0Y R	2以上3未満	3
		3以上5未満	6
		5以上6未満	4
		6以上7未満	3
		7以上8未満	2
	8以上9未満	1	

	0.1Y~5.0Y	2以上3未満	2	
		3以上4未満	4	
		4以上7未満	6	
		7以上8未満	4	
		8以上9未満	3	
		9以上	2	
	5.0Y~10.0Y	2以上3未満	2	
		3以上8未満	3	
		8以上9未満	2	
		9以上	1	
	0.1GY~10.0GY	2以上8未満	2	
		8以上9未満	1	
	無彩色	1以上9.5未満	—	
	二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	0.1RP~10.0RP	2以上8未満	2
			8以上	1
0.1R~5.0R		2以上8未満	2	
		8以上	1	
5.0R~10.0R		2以上7未満	4	
		7以上8未満	3	
		8以上	1	
0.1YR~10.0YR		2以上3未満	3	
		3以上5未満	6	
		5以上6未満	4	
		6以上7未満	3	
		7以上8未満	2	
		8以上9未満	1	
0.1Y~5.0Y		2以上3未満	2	
		3以上4未満	4	
	4以上7未満	6		
	7以上8未満	4		
	8以上9未満	3		

		9 以上	2
	5.0Y~10.0Y	2 以上 3 未滿	2
		3 以上 8 未滿	3
		8 以上 9 未滿	2
		9 以上	1
	0.1GY~10.0GY	2 以上 8 未滿	2
		8 以上 9 未滿	1
	無彩色	9 以下	—

奈良市地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 5 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年奈良市条例第 1
9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第 2 に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	A 地区	自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
	B 地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次のアからクまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）

	<p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(7) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(8) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号及び第7号から第9号までに掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
--	---

別表第3に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	B地区（第一種低層住居専用地域内を除く。）	10分の5。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。
----------------	-----------------------	--

別表第4に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	130平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所
----------------	-----------	------------------------

		<p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
--	--	--

別表第5に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものは除く。以下この項において同じ。）の面から次の各号に掲げる部分の道路境界線、隣地境界線、地区計画区域境界線又は緑地境界線までの距離は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の道路境界線から3メートル以上。ただし、計画図に示すa部分については、6メートル以上</p> <p>(2) 前号以外の道路境界線（区画道路4の道路境界線を除く。）から1メートル以上</p> <p>(3) 計画図に示すb部分については、次のとおりとする。</p> <p>ア 建築物の各部分の高さが10メートル以下の部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上</p> <p>イ 建築物の各部分</p>	<p>(1) 地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（イ欄に定める制限に適合せず、又は同欄の制限に適合しない部分を有するものに限る。）</p> <p>(2) 前号の建築物について行う大規模の修繕又は大規模の模様替</p> <p>(3) イ欄第2号、第6号及び第7号に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
----------------	---	---

	<p>の高さが10メートルを超える部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上</p> <p>(4) 計画図に示すc部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上</p> <p>(5) 計画図に示すd部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上</p> <p>(6) 計画図に示すe部分については、緑地境界線から1メートル以上</p> <p>(7) 隣地境界線（第3号から前号までに規定する地区計画区域境界線及び緑地境界線を除く。）から0.5メートル以上（第一種低層住居専用地域内を除く。）</p>	
--	--	--

別表第5に備考として次のように加える。

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第6に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 17メートル。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからウまでに定める高さ</p> <p>ア 法第59条の2に規定する許可を受けた建築物 20メートル</p> <p>イ 法第86条第1項から第4項までに規定する認定又は許可を受けた建築物 20メートル</p> <p>ウ 軒の高さが17メートル以下であり、軒の高さを超える屋根のすべての部分が次に掲げる要件を満たす勾配屋根建築物 20メートル</p> <p>(ア) 10分の3から10分の7までの傾きのある勾配屋根であること。</p> <p>(イ) 屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。</p> <p>(ウ) 屋根面は、平面で構成されているものであること。</p> <p>(2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、6メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>
	B地区	<p>10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>また、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物の用途の制限等を適用する区域に鶴舞東町地区地区整備計画区域を追加しようとするものである。

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 25 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 58 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市西消防署の項中「奈良市学園北一丁目 16 番 1 号」を「奈良市鶴舞西町 1 番 19 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等による西消防署の移転に伴い、改正しようとするものである。

(参考)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

名 称	位 置	管 轄 区 域
奈良市西消防署	奈良市学園北一丁目 16番1号	(略)

財産の取得について

ごみ収集車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成 25 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲川 元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
塵芥車	2 t 回転式 (ディーゼル車)	4 台

2 契約金額 20,370,000 円

3 契約の相手方

三徳商會

山村 信孝

財産の取得について

無線設備整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成 25 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 物品の表示

品 名	数 量
消防救急デジタル無線システム設備	一式

2 契約金額 707,700,000円

3 契約の相手方 奈良市大宮町一丁目1番15号（ニッセイ奈良駅前ビル）
富士通株式会社 奈良支店
支店長 西田 隆司

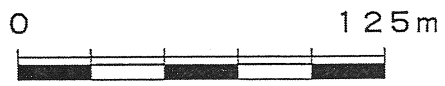
住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成 25 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

別図



凡 例	
—	住居表示実施区域

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会に関する協議について

本市及び生駒市は、共同して消防通信指令事務を管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり規約を定め、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会を設置することについて協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第3条 協議会は、奈良市及び生駒市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担当事務）

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、奈良市八条五丁目404番地の1奈良市消防局内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議して定めるものとする。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する奈良市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係市の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 奈良市は、条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ生駒市と協議しなければならない。

3 奈良市長は、条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を生駒市長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担任事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議して定めるものとする。

3 生駒市は、前項の規定による負担金を奈良市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担任事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する奈良市の条例等を関係市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担任事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成25年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

住所

氏名


うす い よし なり
臼 井 義 成


履 歴 書

氏 名 白 井 義 成

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]